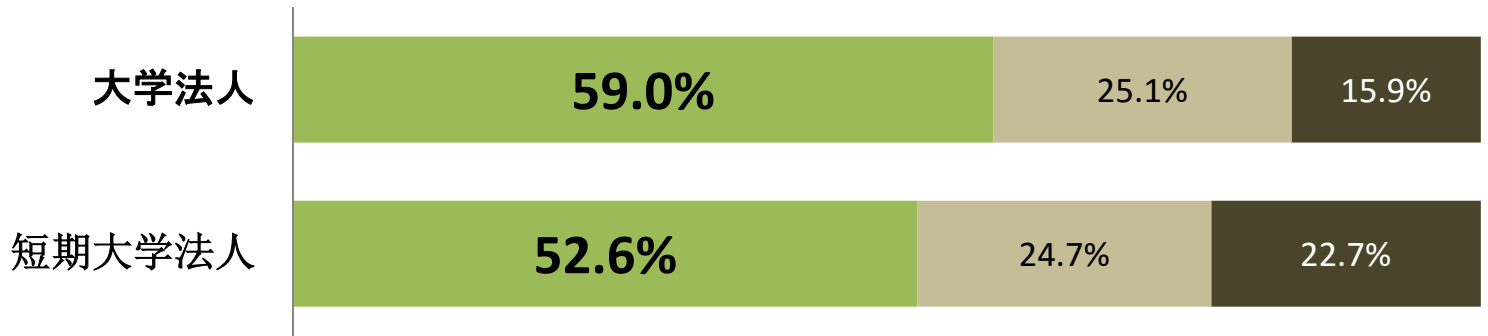


# 学校法人における中長期計画の策定等の状況①

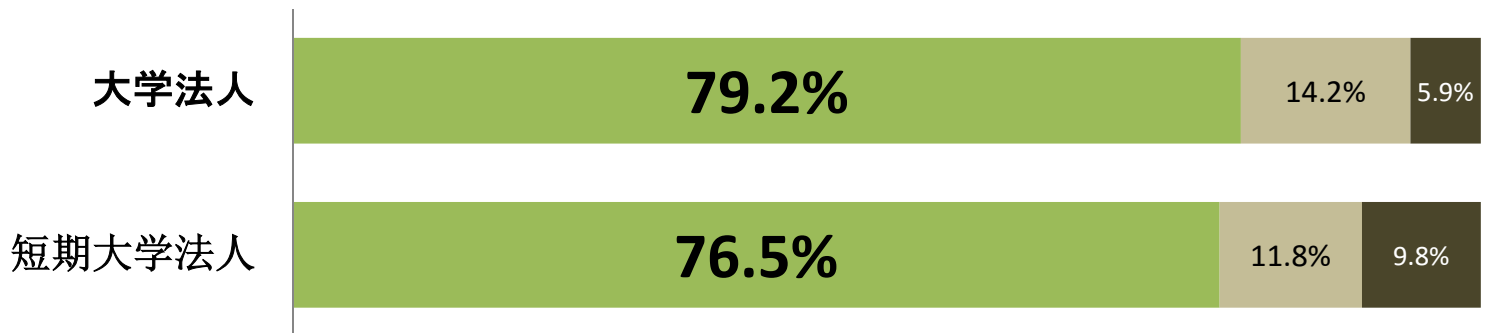
## 中長期計画の策定

■ 策定している ■ 策定の検討をしている ■ 策定していない



## 中長期計画の共有

■ 法人全体で共有 ■ 各設置校の内部で共有 ■ 取り組みなし



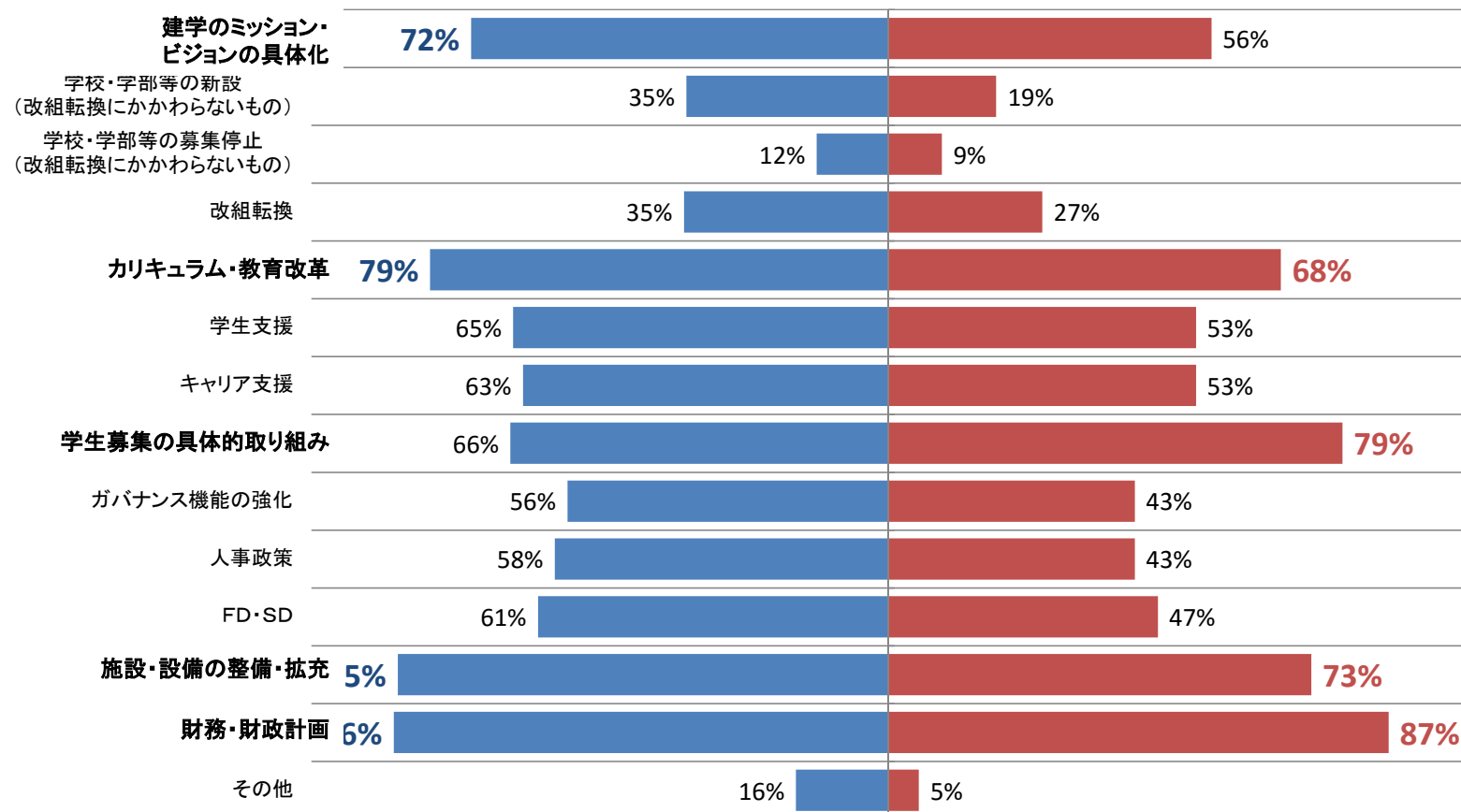
出典：日本私立学校振興・共済事業団『「学校法人の経営改善方策に関するアンケート」報告』（平成27年3月（平成25年6月・26年1月調査）より文部科学省作成。

112

※以下の理由により、各区分の合計が100%にならない場合がある。・複数回答可の項目 ・未回答 ・小数点第2位の四捨五入

## 学校法人における中長期計画の策定等の状況②（中長期計画の内容）

■ 大学法人 ■ 短期大学法人



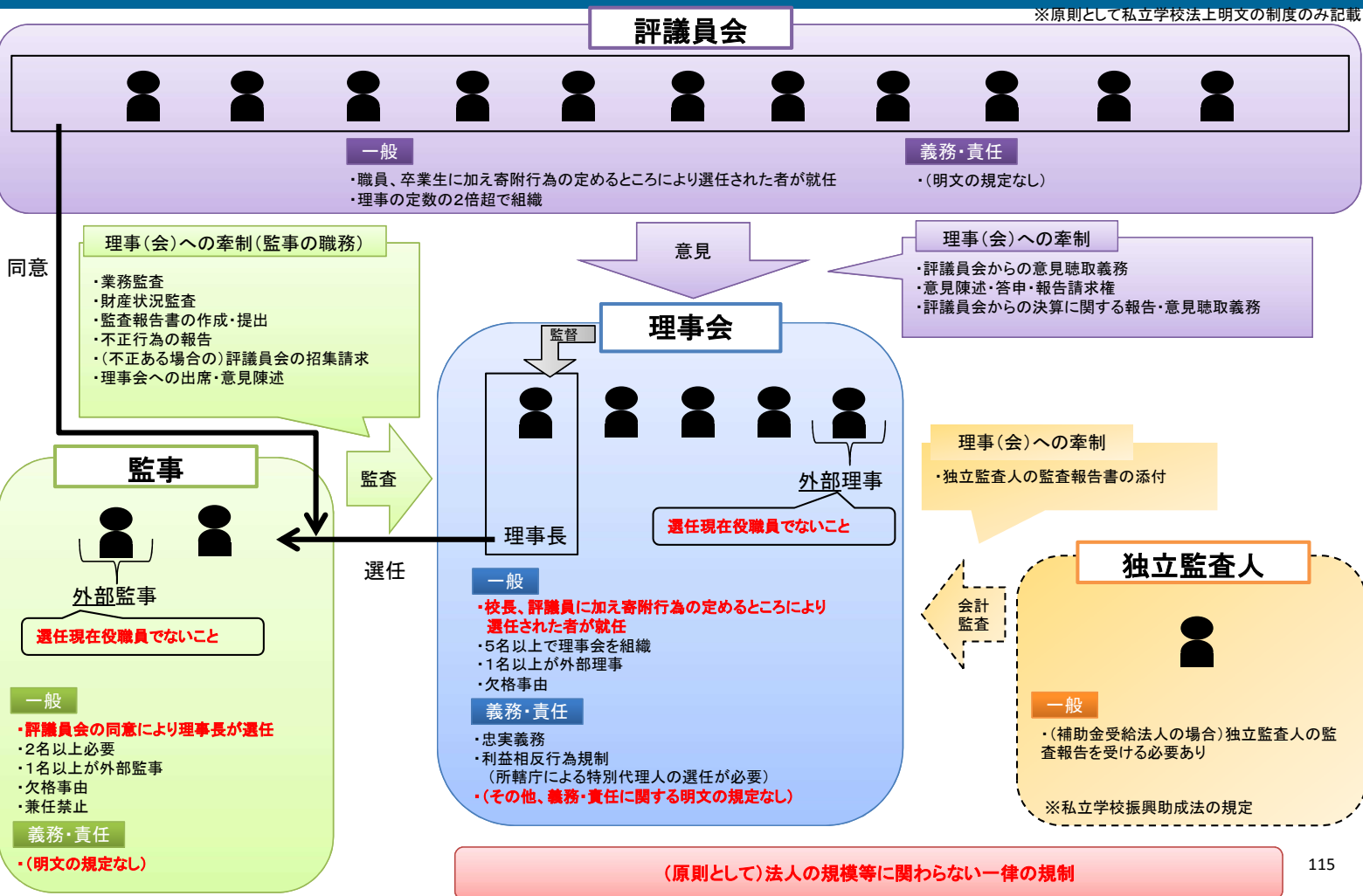
113

出典：日本私立学校振興・共済事業団『「学校法人の経営改善方策に関するアンケート」報告』（平成27年3月（平成25年6月・26年1月調査）

## 7. 各法人制度の比較について

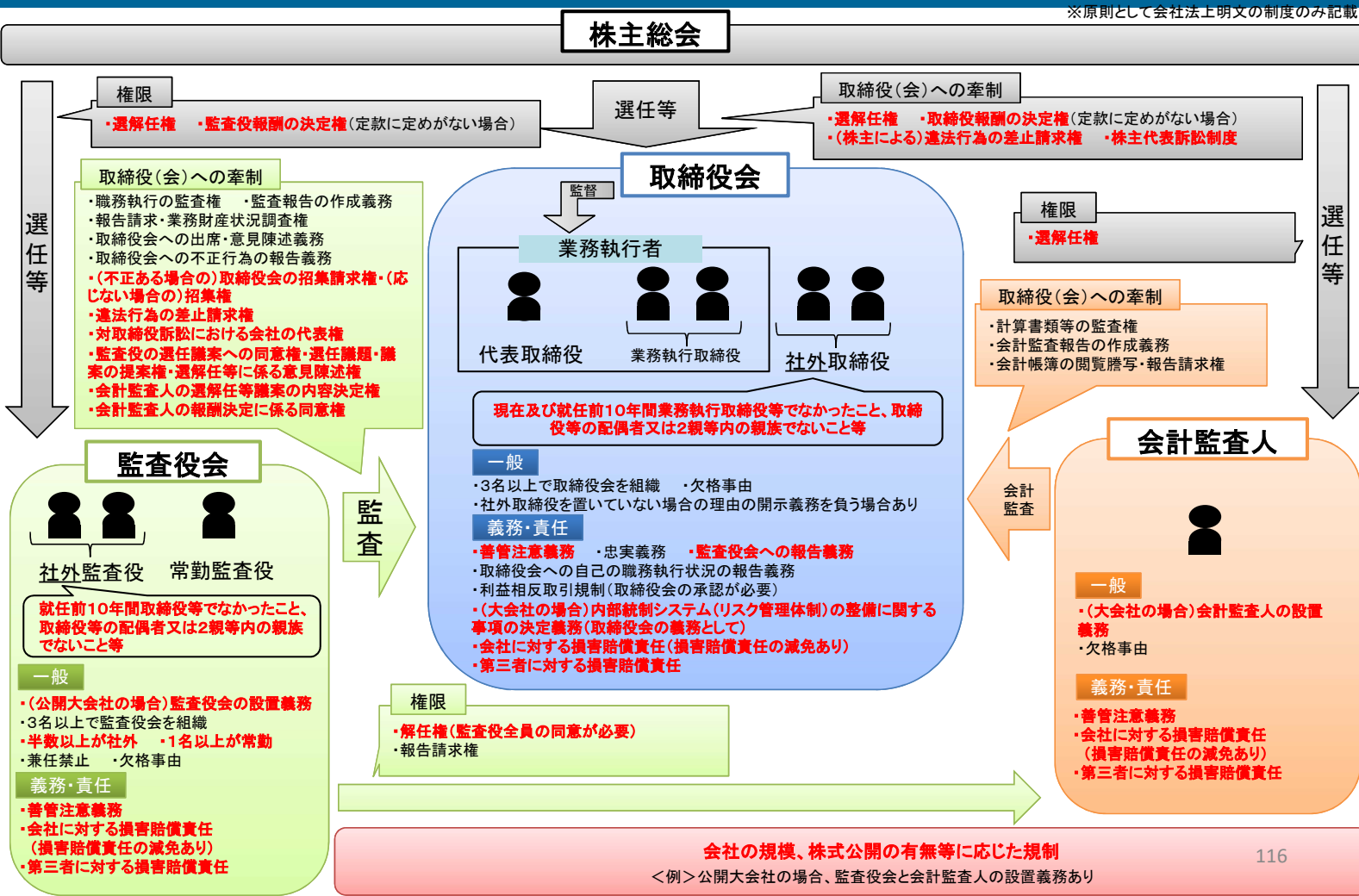
### 私立学校法上の学校法人のガバナンス制度における主な特徴

※原則として私立学校法上明文の制度のみ記載



# 会社法上の株式会社（監査役会設置会社）のガバナンス制度における主な特徴

※原則として会社法上明文の制度のみ記載



## 各法人制度の比較①（組織）

	学校法人	社会福祉法人 <small>※灰字はH28の社福法改正により新たに法定</small>	公益財団法人	医療法人(財団) <small>※青字はH27の医療法改正により新たに法定</small>	株式会社 (公開会社である監査役会設置会社) <small>※赤字は学校法人との主な相違点</small>
<b>根拠法</b>	私立学校法	社会福祉法	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律	医療法	会社法
<b>理事(取締役)</b>	5人以上	6人以上	3人以上	3人以上(原則) ※社会医療法人の場合は6人以上	3人以上
<b>職務・権限・義務(主なもの)</b>	・寄附行為の定めるところにより、 一法人を代表 一理事長を補佐して学校法人の業務を掌理 ・忠実義務 ・利益相反行為の制限	・法人の業務を執行(理事長及び理事会の決議によって法人の業務を執行する理事として選任された者) ・忠実義務 ・利益相反取引の制限 ・善管注意義務 ・自己の職務の執行状況の理事会への報告(理事長・業務執行理事)	・法人の業務を執行(代表理事及び理事会の決議によって法人の業務を執行する理事として選定された者) ・忠実義務 ・利益相反取引の制限 ・善管注意義務 ・自己の職務の執行状況の理事会への報告(代表理事・業務執行理事)	・忠実義務 ・利益相反取引の制限 ・善管注意義務 ・自己の職務の執行状況の理事会への報告	・会社の業務を執行(代表取締役及び取締役会の決議によって会社の業務を執行する取締役として選定された者) ・忠実義務 ・利益相反取引の制限 ・善管注意義務 ・自己の職務の執行状況の取締役会への報告(代表取締役・業務執行取締役)
<b>責任(主なもの)</b>	規定なし	・法人及び第三者に対する損害賠償責任	・法人及び第三者に対する損害賠償責任	・法人及び第三者に対する損害賠償責任	・会社及び第三者に対する損害賠償責任
<b>選任</b>	・設置する私立学校の校長等 ・評議員のうちから寄附行為の定めるところにより選任された者 ・その他寄附行為の定めるところにより選任された者 ※一名以上は外部理事	・社会福祉事業の経営に関する識見を有する者 ・当該法人が行う事業の区域における福祉に関する実情に通じている者 ・当該法人が施設を設置している場合は当該施設の管理者 →上記の者が理事に含まれることが必要、評議員会の決議によって選任	・評議員会の決議によって選任	・開設する全ての病院等の管理者(原則) ・その他寄附行為の定めるところにより選任された者 →評議員会の決議によって選任	・株主総会の決議によって選任
<b>解任</b>	規定なし	・職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき ・心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき →評議員会の決議によって解任	・職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき ・心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき →評議員会の決議によって解任	・職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき ・心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき →評議員会の決議によって解任	・株主総会の決議によって解任 ※解任に理由には必要とされないが、正当な理由のない解任の場合、取締役は会社に損害賠償を請求できる
<b>任期</b>	規定なし	原則として選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで	原則として選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで	2年以内(再任可)	原則として選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時まで
<b>理事長(代表取締役)</b>	・法人を代表し、その業務を総理	・法人の業務を執行 ・法人の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する	・法人の業務を執行 ・法人の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する	・法人を代表し、法人の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する	・会社の業務を執行 ・会社の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する
<b>理事会(取締役会)</b>	・法人の業務を決定 ・理事の職務の執行を監督	・法人の業務執行の決定 ・理事の職務の執行の監督 ・理事長の選定及び解職	・法人の業務執行の決定 ・理事の職務の執行の監督 ・代表理事の選定及び解職	・医療法人の業務執行の決定 ・理事の職務の執行の監督 ・理事長の選出及び解職	・会社の業務執行の決定 ・取締役の職務の執行の監督 ・代表取締役の選定及び解職

	学校法人	社会福祉法人 ※灰字はH28の福祉法改正により新たに法定	公益財団法人	医療法人(財団) ※青字はH27の医療法改正により新たに法定	株式会社 (公開会社である監査役会設置会社) ※赤字は学校法人との主な相違点
<b>監事(監査役)</b>					
<b>定数</b>	2人以上	2人以上	1人以上	1人以上 ※社会医療法人の場合は2人以上	3人以上
<b>職務・権限・義務(主なもの)</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>法人の業務を監査</li> <li>法人の財産の状況の監査</li> <li>監査報告書を作成し、理事会及び評議員会に提出</li> <li>理事会に出席して意見を述べる</li> <li>法人の業務又は財産に關し不正行為又は法令等に違反する重大な事実を発見したときは、所轄庁又は理事会及び評議員会に報告</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>理事の職務の執行を監査</li> <li>監査報告書の作成</li> <li>善管注意義務</li> <li>理事会への出席義務</li> <li>理事会への報告義務(理事が不正の行為をし、若しくはするおそれがあると認めるとき、又は法令等に違反する事実等があると認めるとき)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>理事の職務の執行を監査</li> <li>監査報告書の作成</li> <li>善管注意義務</li> <li>理事会への出席義務</li> <li>理事会への報告義務(理事が不正の行為をし、若しくはするおそれがあると認めるとき、又は法令等に違反する事実等があると認めるとき)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>法人の業務を監査</li> <li>法人の財産の状況の監査</li> <li>監査報告書を作成し、評議員会及び理事会に提出</li> <li>善管注意義務</li> <li>理事会への出席義務</li> <li>法人の業務又は財産に關し不正行為又は法令等に違反する重大な事実を発見したときは、都道府県知事、評議員会又は理事会に報告</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>取締役の職務の執行を監査</li> <li>監査報告書の作成(監査役会+個々の監査役)</li> <li>善管注意義務</li> <li>取締役会への出席義務</li> <li>取締役会への報告義務(取締役が不正の行為をし、若しくはするおそれがあると認めるとき、又は法令等に違反する事実等があると認めるとき)</li> </ul>
<b>責任(主なもの)</b>	規定なし	法人及び第三者に対する損害賠償責任	法人及び第三者に対する損害賠償責任	法人及び第三者に対する損害賠償責任	会社及び第三者に対する損害賠償責任
<b>選任</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>評議員会の同意を得て理事長が選任</li> <li>※一名以上は外部監事</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>社会福祉事業について識見を有する者</li> <li>財務管理について識見を有する者</li> <li>→上記の者が含まれることが必要、評議員会の決議によって選任</li> </ul>	評議員会の決議によって選任	評議員会の決議によって選任	<ul style="list-style-type: none"> <li>株主総会の決議によって選任</li> <li>※半数以上は社外監査役</li> <li>※常勤監査役の選定義務</li> <li>※選任議案の提出には監査役会の同意が必要</li> <li>※監査役会に選任議案・議案の提案権、株主総会での意見陳述権あり</li> </ul>
<b>解任</b>	規定なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき</li> <li>心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき</li> <li>→評議員会の決議によって解任</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき</li> <li>心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき</li> <li>→評議員会の決議によって解任</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき</li> <li>心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき</li> <li>→評議員会の決議によって解任</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>株主総会の特別決議によって解任</li> <li>※解任に理由は必要とされないが、正当な理由のない解任の場合、監査役は会社に損害賠償を請求できる</li> <li>※監査役に株主総会での意見陳述権あり</li> </ul>
<b>任期</b>	規定なし	原則として選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで	原則として選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで	2年以内(再任可)	選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時まで
<b>兼職禁止</b>	理事、評議員、当該法人職員との兼職禁止	理事、評議員、当該法人職員との兼職禁止	当該法人又はその子法人の理事又は使用人との兼職禁止	理事、評議員、当該法人職員との兼職禁止	当該会社の取締役・使用人・会計参与又はその子会社の取締役・執行役・使用人・会計参与との兼職禁止
<b>役員への親族等の選任の制限</b>	各役員について、その配偶者又は三親等以内の親族が一人を超えて含まれてはならない。	<ul style="list-style-type: none"> <li>理事のうちには、各理事について、その配偶者若しくは三親等以内の親族その他各理事と特殊の関係がある者が三人を超えて含まれ、又は当該理事並びにその配偶者若しくは三親等以内の親族その他各理事と特殊の関係がある者が理事の総数の三分の一を超えて含まれてはならない。</li> <li>監事のうちには、各役員について、その配偶者又は三親等以内の親族その他各役員と特殊の関係がある者が含まれてはならない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>各理事について、当該理事及びその配偶者又は三親等以内の親族(当該理事と特別の関係がある者を含む。)である理事の合計数</li> <li>他の同一の団体の理事又は使用人その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数が理事の総数の三分の一を超えないものであること。監事についても同様。</li> </ul>	(※社会医療法人の場合) 各役員について、その役員、その配偶者及び三親等以内の親族その他各社員と特別の関係がある者が役員の総数の三分の一を超えて含まれてはならない。	特になし ※社外取締役・社外監査役の要件として、当該株式会社の取締役等の配偶者又は二親等内の親族でないことが必要。

(出典)厚生労働省作成資料を基に文部科学省作成

	学校法人	社会福祉法人 ※灰字はH28の福祉法改正により新たに法定	公益財団法人	医療法人(財団) ※青字はH27の医療法改正により新たに法定	株式会社 (公開会社である監査役会設置会社) ※赤字は学校法人との主な相違点
<b>評議員</b>					
<b>定数</b>	理事の二倍を超える数	理事の定数を超える数	3人以上	理事の定数を超える数	
<b>職務・権限・義務(主なもの)</b>	規定なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>善管注意義務</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>善管注意義務</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>善管注意義務</li> </ul>	
<b>責任(主なもの)</b>	規定なし	法人及び第三者に対する損害賠償責任	法人及び第三者に対する損害賠償責任	法人及び第三者に対する損害賠償責任	
<b>選任</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>当該学校法人の職員/25歳以上の卒業生のうちから寄附行為の定めるところにより選任された者</li> <li>その他寄附行為の定めにより選任された者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者のうちから、定款の定めるところにより選任</li> </ul>	規定なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>医療従事者/病院等の経営に關して識見を有する者/医療を受ける者のうちから寄附行為の定めるところにより選任された者</li> <li>その他寄附行為の定めるところにより選任された者</li> </ul>	
<b>解任</b>	規定なし	規定なし	規定なし	規定なし	
<b>任期</b>	規定なし	原則として選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで	原則として選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで	規定なし	
<b>兼職禁止</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>監事との兼職禁止</li> <li>※理事と評議員は兼任可</li> </ul>	理事、監事、当該法人職員との兼職禁止	当該法人又はその子法人の理事、監事又は使用人との兼職禁止	理事、監事、当該法人の職員との兼職禁止	
<b>親族等の選任の制限</b>	規定なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>評議員のうちには、各役員又は各評議員について、その配偶者又は三親等以内の親族その他各役員又は各評議員と特殊の関係がある者が含まれてはならない。</li> </ul>	規定なし	(※社会医療法人の場合) 各評議員について、その評議員、その配偶者及び三親等以内の親族その他各評議員と特殊の関係がある者が評議員の総数の三分の位置を超えて含まれてはならない。	
<b>評議員会</b>					
<b>位置づけ</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>必置</li> <li>諮問機関</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>必置</li> <li>議決機関</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>必置</li> <li>議決機関</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>必置</li> <li>議決機関、諮問機関</li> </ul>	
<b>審議/決議事項(主なもの)</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【理事長があらかじめ評議員会の意見を聞くもの】</li> <li>※寄附行為で定めることにより決議事項とすることも可</li> <li>・予算、借入金、重要な資産の処分</li> <li>・事業計画</li> <li>・寄附行為の変更</li> <li>・合併</li> <li>【理事長が評議員会への報告及び意見聴取を行うもの】</li> <li>・決算及び事業実績</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定款の変更</li> <li>・理事、監事、会計監査人の選任、解任</li> <li>・理事、監事の報酬の決定(定款に額が定められていないときに限る。)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定款の変更</li> <li>・理事、監事、会計監査人の選任、解任</li> <li>・理事、監事の報酬の決定(定款に額が定められていないときに限る。)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・理事、監事の選任、解任</li> <li>・理事・監事の報酬の決定</li> <li>【理事長があらかじめ評議員会の意見を聞くもの】</li> <li>※寄附行為で定めることにより決議事項とすることも可</li> <li>・寄附行為の変更</li> <li>・予算の決定又は変更</li> <li>・借入金の借入れ</li> <li>・重要な資産の処分</li> <li>・事業計画の決定又は変更</li> <li>・合併及び分割</li> </ul>	
<b>会計監査人</b>	規定なし ※私立学校振興助成法の規定により、文科相所轄法人については1,000万円以上の助成を受けている場合は公認会計士又は監査法人の監査報告書を所轄庁へ届出	<ul style="list-style-type: none"> <li>政令で定める基準(未定)を超える法人は必置</li> <li>評議員会の決議によって選任・解任</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>原則必置(政令で定める基準(損益計算書の収益の部若しくは費用及び損失の部に計上した額の合計額が千億円以上又は貸借対照表の負債の部に計上した額の合計額が五十億円以上)に達しない場合を除く。)</li> <li>評議員会の決議によって選任・解任</li> <li>監事によって解任</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>省令で定める基準(負債額50億円以上又は収益額70億円以上。社会医療法人の場合は、負債額20億円以上、収益額10億円以上又は社会医療法人債発行法人に該当する法人は、公認会計士又は監査法人の監査を受けなければならない。)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>大会社資本金50億円以上又は負債合計額が200億円以上は必置</li> <li>株主総会の決議によって選任・解任(選任・解任等議案の内容は監査役会が決定)</li> <li>監査役会員の同意により監査役会が解任</li> </ul>

(出典)厚生労働省作成資料を基に文部科学省作成



## 各法人制度の比較②（所轄庁等の関与）

学校法人	社会福祉法人 <small>※灰字はH28の社福法改正により新たに法定</small>	公益財団法人	医療法人(財団) <small>※青字はH27の医療法改正により新たに法定</small>	株式会社(公開会社である監査役会設置会社) <small>※赤字は学校法人との主な相違点</small>
<p>○業務若しくは財産の状況に関する報告徴収、立入検査(私立学校法の施行に必要な限度)</p> <p>○措置命令 ＜要件＞ ①法令の規定、法令に基づき所轄庁の処分若しくは寄附行為に違反したとき ②法人の運営が著しく適性を欠くと認めるとき</p> <p>○役員の解任勧告 ＜要件＞ 措置命令に従わないとき</p> <p>○解散命令 ＜要件＞ 法令の規定に違反し、又は法令の規定に基づく所轄庁の処分違反した場合(他の方法により監督の目的を達成することができない場合に限る。)</p> <p>※以下、私立学校振興助成法の規定 ・業務若しくは会計の状況に関する報告徴収、質問、検査 ・収容定員是正命令 ・予算変更の勧告 ・役員の解職勧告</p>	<p>○業務若しくは財産の状況に関する報告徴収、立入検査</p> <p>○必要な措置をとるべき旨の勧告 ＜要件＞ ①法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反したとき ②法人の運営が著しく適性を欠くと認めるとき</p> <p>○法人が勧告に従わなかったときは、その旨の公表</p> <p>○措置命令 ＜要件＞ 正当な理由なく勧告に係る措置をとらなかったとき</p> <p>○業務の全部又は一部の停止命令又は役員の解職勧告 ＜要件＞ 措置命令に従わないとき</p> <p>○解散命令 ＜要件＞ ①法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反した場合であって、他の方法により監督の目的を達することができないとき ②正当な事由がないのに一年以上にわたってその目的とする事業を行わないとき</p> <p>※以下、助成を受ける法人に対するもの ・事業又は会計の状況に関する報告徴収 ・予算変更の勧告 ・役員の解職勧告</p>	<p>○その運営組織及び事業活動の状況に関する報告徴収、立入検査(法人の事業の適正な運営を確保するために必要な限度)</p> <p>○必要な措置をとるべき旨の勧告 ＜要件＞ ①公益認定の基準のいずれかに適合しなくなったとき ②法令又は法令に基づく行政機関の処分に違反したとき等に該当すると疑うに足りる相当な理由がある場合</p> <p>○措置命令 ＜要件＞ 正当な理由なく勧告に係る措置をとらなかったとき</p> <p>○公益認定の取消し ＜要件＞ (必要的取消し) ①欠格事由のいずれかに該当するとき ②偽りその他不正の手段により公益認定等を受けたとき ③正当な理由がなく措置命令に従わないとき等 (任意的取消し) ①公益認定の基準のいずれかに適合しなくなったとき ②法令又は法令に基づく行政機関の処分に違反したとき等</p>	<p>○業務若しくは会計の状況に関する報告徴収、立入検査 ＜要件＞ ①法人の業務若しくは会計が法令、法令に基づく都道府県知事の処分又は寄附行為に違反している疑いがあるとき ②その運営が著しく適性を欠く疑いがあるとき</p> <p>○措置命令 ＜要件＞ ①法人の業務若しくは会計が法令、法令に基づく都道府県知事の処分又は寄附行為に違反したとき ②法人の運営が著しく適性を欠くと認めるとき</p> <p>○業務の全部又は一部の停止命令又は役員の解任勧告 ＜要件＞ 措置命令に従わないとき</p> <p>○解散命令 ＜要件＞ 法令の規定に違反し、又は法令の規定に基づく都道府県知事の命令に違反した場合(他の方法により監督の目的を達することができない場合に限る。)</p>	<p>○解散命令 ＜要件＞ ①会社の設立が不法な目的に基づいてされたとき ②会社が正当な理由がないのにその成立の日から一年以内にその事業を開始しないとき等 ③業務執行取締役等が、法令・定款で定める会社の権限を逸脱・濫用する行為又は刑罰法令に触れる行為をした場合において、法務大臣から書面による警告を受けたにもかかわらず、なお継続的に又は反覆して当該行為をしたとき →公益を確保するため会社の存立を許すことができないと認めるときは、法務大臣又は株主、社員、債権者その他の利害関係人の申立てにより、裁判所が会社の解散を命令</p>

## 各法人制度の比較③（情報公開等）

	学校法人	社会福祉法人 <small>※灰字はH28の社福法改正により新たに法定</small>	公益財団法人	医療法人(財団) <small>※青字はH27の医療法改正により新たに法定</small>	株式会社 (公開会社である監査役会設置会社) <small>※赤字は学校法人との主な相違点</small>
<b>閲覧対象者</b>	利害関係人	一般市民	一般市民	評議員、債権者 ※社会福祉法人の場合は一般市民	株主・債権者
<b>備置き及び閲覧(※1)義務・公表(公告)(※2)義務</b> ※1閲覧...請求があった場合に見せること ※2公表(公告)...広く一般に見られるようにすること	閲覧・公表	閲覧・公表	閲覧・公表(公告)	閲覧・公表(又は公告)	閲覧・公告*
<b>寄附行為・定款</b>	××	○	○×	○×	○×
<b>財産目録</b>	○×	○×	○×	○×	××
<b>貸借対照表</b>	○×	○	○	○・○(一定規模以上の法人及び全ての社会医療法人)	○
<b>収支計算書(損益計算書)</b>	○×	○	○・○(負債額200億円以上の大規模法人のみ)	○・○(一定規模以上の法人及び全ての社会医療法人)	○×(大会社は○)
<b>事業報告書</b>	○×	○×	○×	○×	○×
<b>監査報告書(監事の意見)</b>	○×	○×	○×	○×	○×
<b>役員名簿</b>	××	○	○×	××	××
<b>役員報酬規程(基準)</b>	××	○	○	××	××
<b>役員報酬の定め</b>	規定なし	定款にその額を定めていないときは、評議員会の決議によって定める。 ・民間事業者の役員の報酬等及び従業員の給与、当該法人の経理の状況等を考慮して、不当に高額なものとならないような役員報酬基準を定めなければならない。	定款にその額を定めていないときは、評議員会の決議によって定める。 ・民間事業者の役員の報酬等及び従業員の給与、法人の経理の状況等を考慮して、不当に高額なものとならないような役員報酬基準を定めなければならない。	寄附行為にその額を定めていないときは、評議員会の決議によって定める。	定款にその額等を定めていないときは、株主総会の決議によって定める。
<b>所轄庁への届出</b>	規定なし ※私立学校振興助成法の規定により、助成を受けている法人は、以下の書類を所轄庁に届出 ・貸借対照表 ・収支計算書 ・収支予算書 ・監査報告書(文科相所轄法人については1000万円以上の助成を受ける場合)	・事業報告書 ・財産目録 ・貸借対照表 ・収支計算書 ・監査報告書 ・会計監査報告書(該当法人のみ) ・役員名簿 ・役員報酬基準 等	・事業報告 ・財産目録 ・貸借対照表 ・損益計算書 ・監査報告書、会計監査報告書(会計監査人を置く場合のみ) ・キャッシュフロー計算書(該当法人のみ) ・収支予算書 ・役員名簿、社員名簿 ・役員報酬基準 等	※都道府県知事は閲覧に供しなければならない ・事業報告書 ・財産目録 ・貸借対照表 ・損益計算書 ・監査報告書 ・関係事業者との取引の状況に関する報告書(該当法人のみ) ・公認会計士等の監査報告書(該当法人のみ) ・社会医療法人の要件に該当する旨を説明する書類(社会医療法人のみ)	規定なし

※ 上場会社等については、金融商品取引法上、原則として、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュフロー計算書、附属明細表等を記載した有価証券報告書等が公衆縦覧の対象

- ・各金融証券取引所が、関連する上場規則等の改正を行い制定(全上場会社に適用される)
- ・成長戦略の一環として、健全な企業家精神の発揮に資する「攻めのガバナンス」を確保
- ・株主はもとより、幅広い「ステークホルダーとの適切な協働」を通じた企業価値の向上を明記
- ・中長期保有の株主は、会社にとって重要なパートナーとなり得る存在であり、両者の間の「建設的な対話」を充実  
⇒ 会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を促し、ひいては経済全体の発展にも寄与

・ **プリンシプルベース・アプローチ**: 自らの活動が、形式的な文言・記載ではなく、その趣旨・精神に照らして真に適切か否かを判断。

・ **コンプライ・オア・エクスプレイン**: コードは、法令のように一律の義務を課すのではなく、「原則を実施するか、実施しない場合には、その理由を説明するか」を求める手法を採用。

## 【1. 株主の権利・平等性】

上場会社は、株主の権利・平等性を確保すべき。

## 【2. 株主以外のステークホルダー】

上場会社は、企業の持続的な成長は、従業員、顧客、取引先、地域社会などのステークホルダーの貢献の結果であることを認識し、適切な協働に努めるべき。

## 【3. 情報開示】

上場会社は、法令に基づく開示を適切に行うとともに、法令に基づく開示以外の情報提供にも主体的に取り組むべき。その際、利用者にとって有用性の高い情報を適確に提供すべき。

◎ 以下の事項について開示し、主体的な情報発信を行うべき。

- 会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画
- 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

## 【4. 取締役会等】

取締役会は、会社の持続的な成長を促し、収益力・資本効率等の改善を図るべく、以下の役割・責務を果たすべき。

- (1) 企業戦略等の大きな方向性を示すこと
- (2) 経営陣の適切なリスクテイクを支える環境整備を行うこと
- (3) 独立した客観的な立場から、実効性の高い監督を行うこと

◎ 経営判断の結果、会社等に予期せぬ損害が生じれば、株主代表訴訟等が懸念。その際、裁判例は「意思決定過程の合理性」の有無を重視。

⇒ 会社の健全なリスクテイクを側面から支援。

➢ 持続的な成長に資するような独立社外取締役の活用

⇒ 建設的な議論に貢献できる人物を2名以上設置すべき

➢ 監査役に財務・会計に関する適切な知見を有している者を1名以上選任するなど、取締役会・監査役会の実効性確保

➢ 取締役会における審議の活性化

## 【5. 株主との対話】

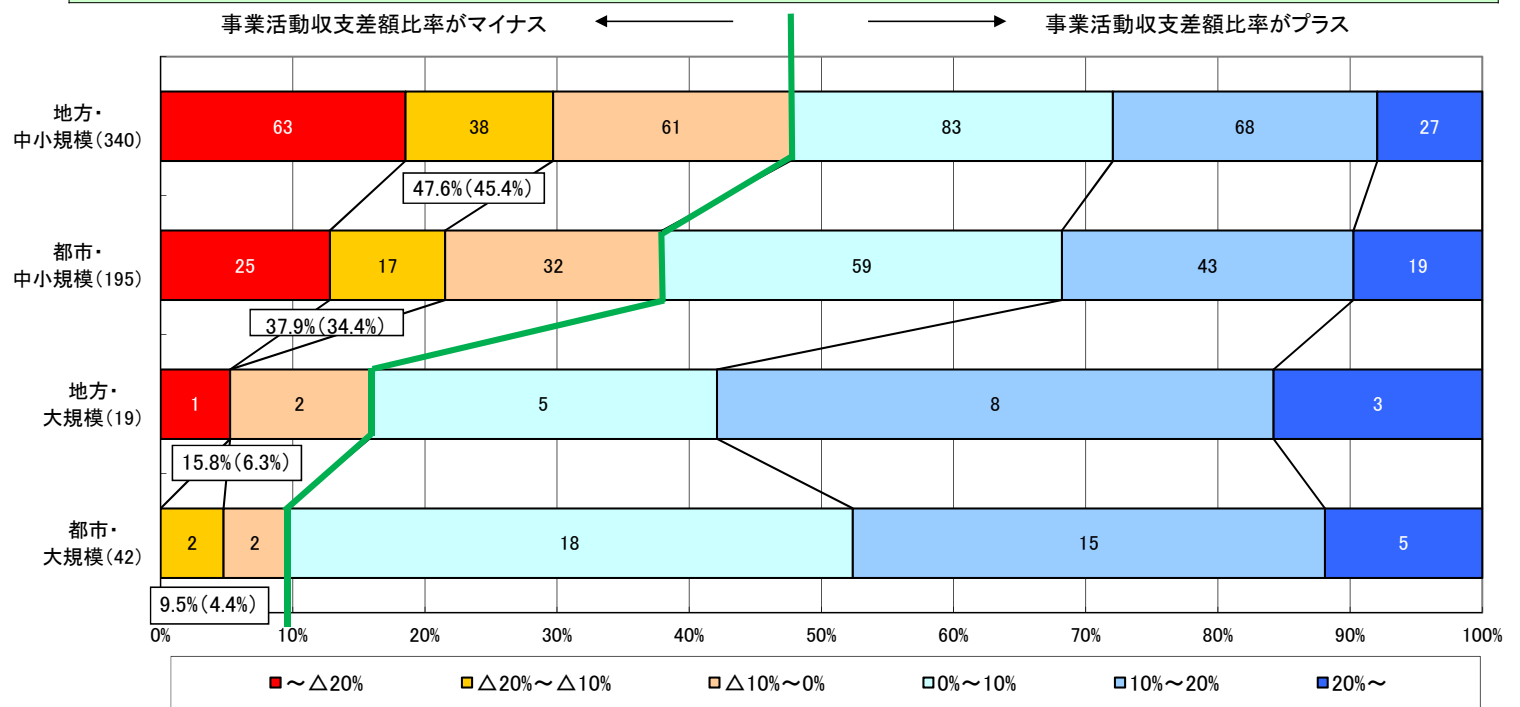
上場会社は、持続的な成長に資するとの観点から、株主と建設的な対話を行うべき。

## Ⅲ 学校法人の経営等に関する参考資料

# 1. 経営支援の概況について

## 事業活動収支差額比率の大学類型別の分布

- ① 事業活動収支差額比率がマイナスとなっている大学の割合は、地方・都市とも中小規模大学で高くなっている。
- ② 一方、大規模大学では、8割以上の大学でプラスとなっている。



事業活動収支差額比率: 事業活動収入と事業活動支出の差額(基本金組入前当年度収支差額)の事業活動収入に対する比率であり、単年度の収入と支出のバランスを全体的に把握するための指標。

・都市: 政令指定都市、東京23区

・地方: 上記以外

・大規模: 在籍学生数が8,000人以上

・中小規模: 在籍学生数が8,000人未満

(なお、棒グラフ中の数字は、それぞれの範囲にある大学数を示す)

※ ( ) は事業活動収支差額比率がマイナスの割合で ( ) は前年度の割合

出典: 日本私立学校振興・共済事業団「今日の私学財政(平成28年度版)」

	大学数		学生数	
	実数(校)	割合(%)	実数(人)	割合(%)
地方・中小規模	340	57.0	604,065	29.5
都市・中小規模	195	32.7	414,238	20.2
地方・大規模	19	3.2	275,205	13.4
都市・大規模	42	7.1	756,460	36.9
計	596	100.0	2,049,968	100.0

# 私立大学・短期大学・高等学校の収支状況(経年の推移)

## ○大学の収支状況

(単位: 億円)

年度		4	9	14	19	20	21	22	23	24	25	26	27
集計学校数	a	校 378	校 425	校 507	校 572	校 577	校 586	校 579	校 592	校 588	校 591	校 592	校 596
事業活動収入 (H26以前は帰属収入)	b	21,843	26,813	29,895	32,336	32,394	32,379	32,449	33,599	32,946	33,156	33,234	33,540
事業活動支出 (H26以前は消費支出)	c	17,578	21,618	25,798	29,762	30,748	30,307	30,382	32,097	30,921	31,371	31,450	32,371
基本金組入前当年度収支差額 (H26以前は帰属収支差額)	d = b - c	4,265	5,195	4,097	2,573	1,646	2,072	2,067	1,502	2,025	1,785	1,784	1,169
事業活動収支差額比率 (H26以前は帰属収支差額比率)	e = d ÷ b	19.5%	19.4%	13.7%	8.0%	5.1%	6.4%	6.4%	4.5%	6.1%	5.4%	5.4%	3.5%
基本金組入前当年度収支差額 (H26以前は帰属収支差額) がマイナスの学校数	f	校 52	校 48	校 133	校 194	校 229	校 230	校 227	校 250	校 208	校 215	校 219	校 243
割合	g = f ÷ a	13.8%	11.3%	26.2%	33.9%	39.7%	39.2%	39.2%	42.2%	35.4%	36.3%	37.0%	40.8%

## ○短期大学の収支状況

(単位: 億円)

年度		4	9	14	19	20	21	22	23	24	25	26	27
集計学校数	a	校 495	校 499	校 460	校 380	校 376	校 371	校 358	校 353	校 335	校 337	校 333	校 324
事業活動収入 (H26以前は帰属収入)	b	5,893	5,345	3,386	2,530	2,326	2,201	2,098	2,200	1,940	1,961	1,941	1,875
事業活動支出 (H26以前は消費支出)	c	4,219	4,489	3,355	2,589	2,451	2,330	2,181	2,147	1,985	1,996	1,939	1,934
基本金組入前当年度収支差額 (H26以前は帰属収支差額)	d = b - c	1,674	856	31	▲ 59	▲ 125	▲ 129	▲ 83	53	▲ 45	▲ 35	2	▲ 59
事業活動収支差額比率 (H26以前は帰属収支差額比率)	e = d ÷ b	28.4%	16.0%	0.9%	▲ 2.3%	▲ 5.4%	▲ 5.9%	▲ 4.0%	2.4%	▲ 2.3%	▲ 1.8%	0.1%	▲ 3.2%
基本金組入前当年度収支差額 (H26以前は帰属収支差額) がマイナスの学校数	f	校 52	校 136	校 244	校 203	校 227	校 223	校 207	校 193	校 189	校 170	校 187	校 184
割合	g = f ÷ a	10.5%	27.3%	53.0%	53.4%	60.4%	60.1%	57.8%	54.7%	56.4%	50.4%	56.2%	56.8%

## ○高等学校の収支状況

(単位: 億円)

年度		4	9	14	19	20	21	22	23	24	25	26	27(注1)
集計学校数	a	校 1,255	校 1,279	校 1,268	校 1,273	校 1,272	校 1,279	校 1,244	校 1,263	校 1,266	校 1,286	校 1,288	校 730
帰属収入	b	11,375	11,413	10,693	10,051	9,896	9,891	9,808	10,087	10,173	10,384	10,848	5,833
消費支出	c	9,439	10,381	10,338	10,129	10,068	9,832	9,619	9,953	9,899	10,109	10,294	5,831
帰属収支差額	d = b - c	1,936	1,032	355	▲ 78	▲ 172	59	189	134	274	275	554	452
帰属収支差額比率	e = d ÷ b	17.0%	9.0%	3.3%	▲ 0.8%	▲ 1.7%	0.6%	1.9%	1.3%	2.7%	2.6%	5.1%	7.7%
帰属収支差額が マイナスの学校数	f	校 182	校 336	校 513	校 701	校 693	校 625	校 578	校 599	校 546	校 553	校 521	校 544/1,290
割合	g = f ÷ a	14.5%	26.3%	40.5%	55.1%	54.5%	48.9%	46.5%	47.4%	43.1%	43.0%	40.5%	42.2%

○ 事業活動収支差額比率(帰属収支差額比率)とは、学校法人の負債とならない収入である事業活動収入(帰属収入)から事業活動支出(消費支出)を差し引いた差額(事業活動収支差額(帰属収支差額))が収入全体の何%に当たるかを見る比率である。  
 (※) 出資(株式)の概念がなく、また、国公立学校のように施設が公費で賄われていない学校法人では、校地・校舎等の新たな取得や高度化、設備の向上など教育研究の充実に必要な資産相当額を資本(基本金)として事業活動収入(帰属収入)の中からあらかじめ確保しなければならないため、基本金組入相当の事業活動収支差額(帰属収支差額)が必要になる。  
 (注1) 平成27年度における高等学校の収支状況については、高等学校法人が設置する部門のみの集計である。  
 (注2) 平成27年度における高等学校の帰属収支差額比率に関する学校数及び割合には、大学法人及び短期大学法人の設置する高等学校を含めている。

出典: 日本私立学校振興・共済事業団「今日の私学財政」

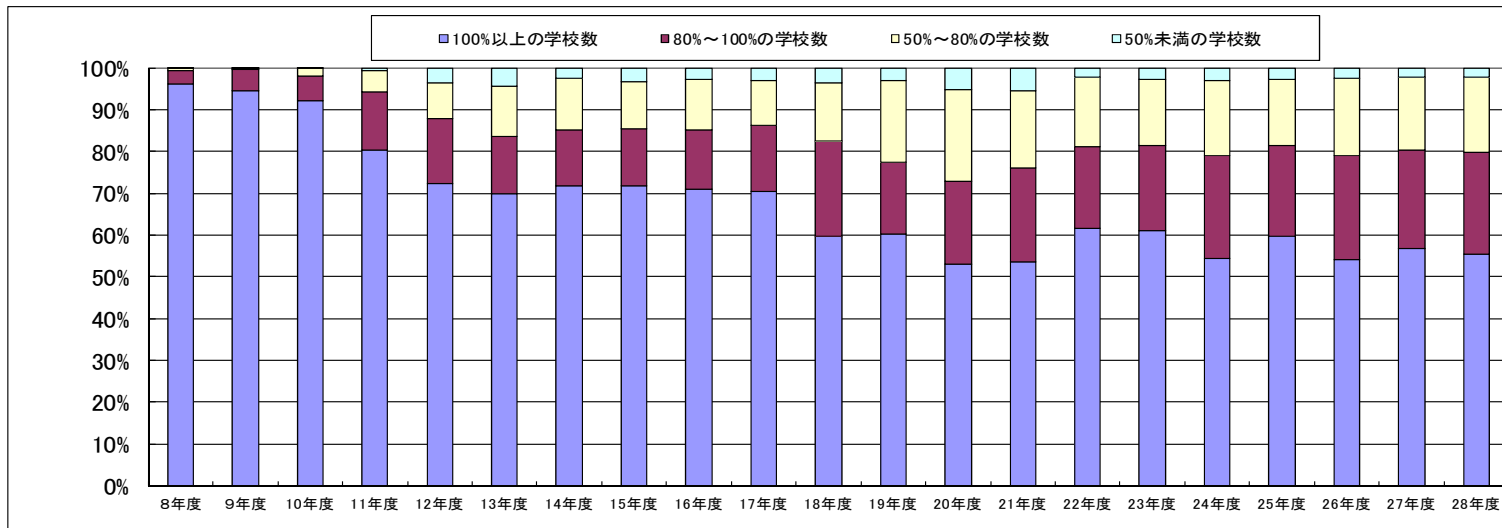
## 私立大学の入学定員充足状況

区分	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
大 学 数	419	425	439	450	471	493	508	521	533	542	550	559	565	570	569	572	577	576	578	579	577
100%以上の学校数	403	402	404	361	340	344	364	374	378	382	329	337	299	305	351	349	313	344	313	329	320
割合	96.2%	94.6%	92.0%	80.2%	72.2%	69.8%	71.7%	71.8%	70.9%	70.5%	59.8%	60.3%	52.9%	53.5%	61.7%	61.0%	54.2%	59.7%	54.2%	56.8%	55.5%
80%~100%の学校数	13	21	26	63	74	68	68	71	76	86	125	96	112	128	110	116	143	125	143	136	140
割合	3.1%	4.9%	5.9%	14.0%	15.7%	13.8%	13.4%	13.6%	14.3%	15.9%	22.7%	17.2%	19.8%	22.5%	19.3%	20.3%	24.8%	21.7%	24.7%	23.5%	24.3%
50%~80%の学校数	2	1	8	23	40	59	63	59	64	57	76	109	125	106	95	91	103	91	107	101	104
割合	0.5%	0.2%	1.8%	5.1%	8.5%	12.0%	12.4%	11.3%	12.0%	10.5%	13.8%	19.5%	22.1%	18.6%	16.7%	15.9%	17.9%	15.8%	18.5%	17.4%	18.0%
50%未満の学校数	1	1	1	3	17	22	13	17	15	17	20	17	29	31	13	16	18	16	15	13	13
割合	0.2%	0.2%	0.2%	0.7%	3.6%	4.5%	2.6%	3.3%	2.8%	3.1%	3.6%	3.0%	5.1%	5.4%	2.3%	2.8%	3.1%	2.8%	2.6%	2.2%	2.3%

入学定員未充足校	16	23	35	89	131	149	144	147	155	160	221	222	266	265	218	223	264	232	265	250	257
割合	3.8%	5.4%	8.0%	19.8%	27.8%	30.2%	28.3%	28.2%	29.1%	29.5%	40.2%	39.7%	47.1%	46.5%	38.3%	39.0%	45.8%	40.3%	45.8%	43.2%	44.5%

充足率80%以上校	416	423	430	424	414	412	432	445	454	468	454	433	411	433	461	465	456	469	456	465	460
割合	99.3%	99.5%	97.9%	94.2%	87.9%	83.6%	85.0%	85.4%	85.2%	86.3%	82.5%	77.5%	72.7%	76.0%	81.0%	81.3%	79.0%	81.4%	78.9%	80.3%	79.7%

(注) 大学数・短大数に、学生募集停止中の学校、通信制課程・大学院のみを設置する学校は含まない。





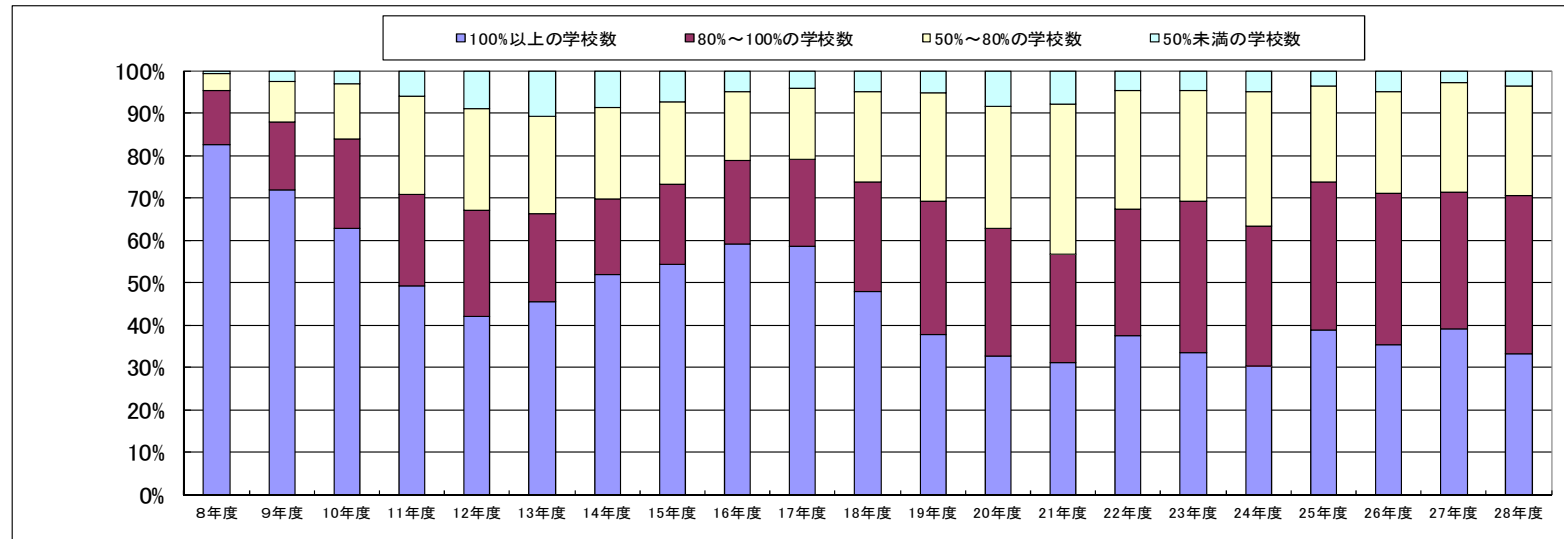
## 私立短期大学の入学定員充足状況

区分	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
短期大学数	491	493	486	469	460	449	435	416	400	383	373	365	360	356	344	338	330	324	320	315	311
100%以上の学校数	405	354	305	231	193	204	226	226	236	224	179	138	118	111	129	113	100	126	113	123	103
割合	82.5%	71.8%	62.8%	49.3%	42.0%	45.4%	52.0%	54.3%	59.0%	58.5%	48.0%	37.8%	32.8%	31.2%	37.5%	33.4%	30.3%	38.9%	35.3%	39.0%	33.1%
80%~100%の学校数	63	79	102	101	116	93	77	79	79	79	96	115	108	91	103	121	109	113	114	102	116
割合	12.8%	16.0%	21.0%	21.5%	25.2%	20.7%	17.7%	19.0%	19.8%	20.6%	25.7%	31.5%	30.0%	25.6%	29.9%	35.8%	33.0%	34.9%	35.6%	32.4%	37.3%
50%~80%の学校数	20	48	64	109	110	104	94	80	65	64	80	93	104	126	96	88	105	73	77	81	81
割合	4.1%	9.7%	13.2%	23.2%	23.9%	23.2%	21.6%	19.2%	16.3%	16.7%	21.4%	25.5%	28.9%	35.4%	27.9%	26.0%	31.8%	22.5%	24.1%	25.7%	26.0%
50%未満の学校数	3	12	15	28	41	48	38	31	20	16	18	19	30	28	16	16	16	12	16	9	11
割合	0.6%	2.4%	3.1%	6.0%	8.9%	10.7%	8.7%	7.5%	5.0%	4.2%	4.8%	5.2%	8.3%	7.9%	4.7%	4.7%	4.8%	3.7%	5.0%	2.9%	3.5%

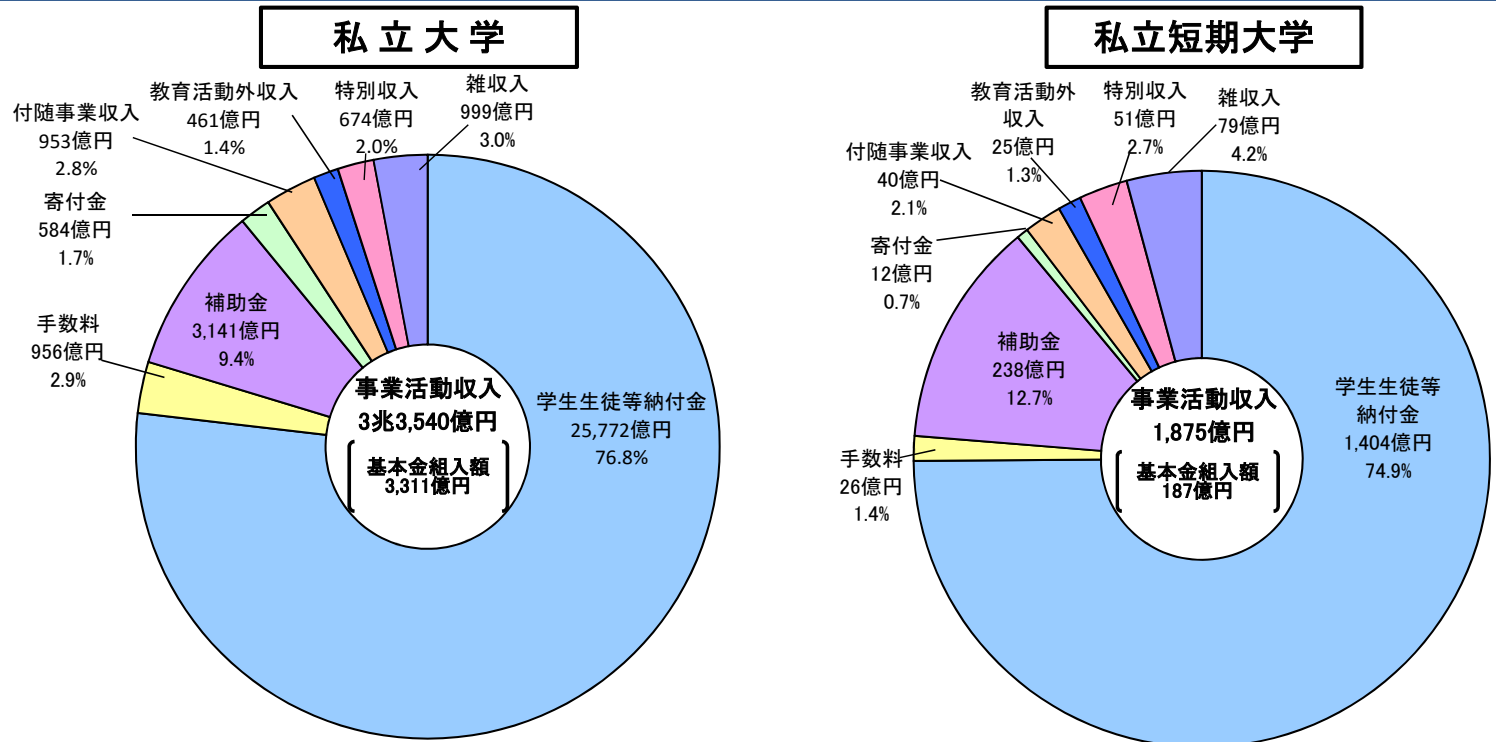
入学定員未充足校	86	139	181	238	267	245	209	190	164	159	194	227	242	245	215	225	230	198	207	192	208
割合	17.5%	28.2%	37.2%	50.7%	58.0%	54.6%	48.0%	45.7%	41.0%	41.5%	52.0%	62.2%	67.2%	68.8%	62.5%	66.6%	69.7%	61.1%	64.7%	61.0%	66.9%

充足率80%以上校	468	433	407	332	309	297	303	305	315	303	275	253	226	202	232	234	209	239	227	225	219
割合	95.3%	87.8%	83.7%	70.8%	67.2%	66.1%	69.7%	73.3%	78.8%	79.1%	73.7%	69.3%	62.8%	56.7%	67.4%	69.2%	63.3%	73.8%	70.9%	71.4%	70.4%

(注) 大学数・短大数に、学生募集停止中の学校、通信制課程・大学院のみを設置する学校は含まない。



## 私立大学（私立短期大学）の収入状況



●事業活動収入とは  
事業活動収入とは、学生生徒等納付金、寄付金、補助金等の学校法人の負債とならない収入のことで、借入金等は含まない。

●基本金とは  
国立学校のように施設が公費で賄われていない学校法人では、校地・校舎等の新たな取得や高度化、設備の向上等教育研究の充実に必要な資産相当額を資本（基本金）として事業活動収入の中からあらかじめ確保しなければならない。

※教育活動外収入…受取利息・配当金、収益事業等の収入  
※特別収入…資産売却差額、過年度修正額等の収入

※出典：日本私立学校振興・共済事業団「今日の私学財政（平成28年度版）」

# 学校法人経営に係る文部科学省の取組

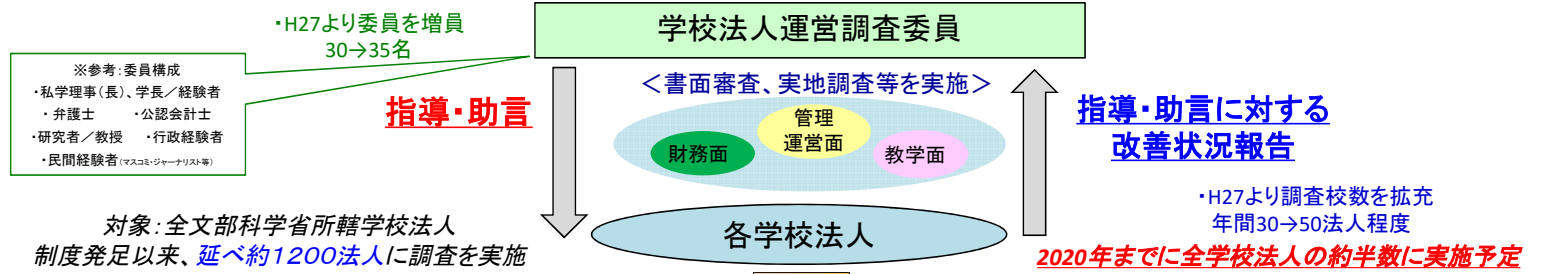
## ◆ 学校法人運営調査

学校法人の管理運営の組織及びその活動状況、財務状況等について、実態を調査するとともに、必要な指導、助言を行い、学校法人の健全な経営の確保に資することを目的とし、昭和59年より実施。2020年までの間を「私立大学等経営強化集中支援期間」と位置付け、平成27年度より制度の一層の充実を図っている。

・文部科学省組織規則(抄)(平成13年文部科学省令第1号)

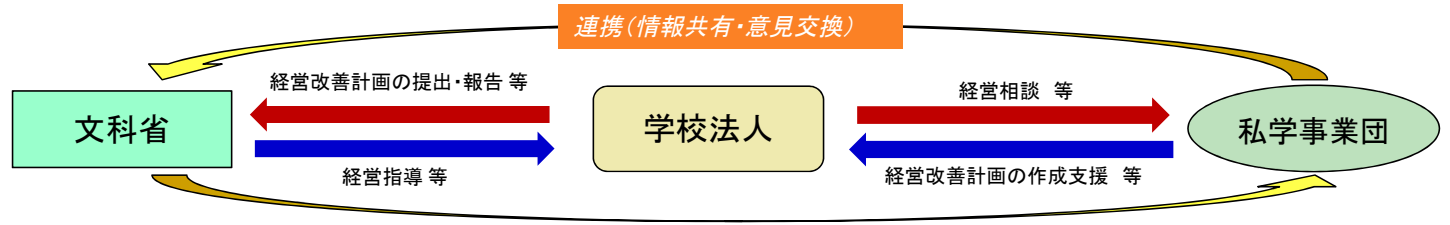
第45条 高等教育局に、科学官、視学委員及び学校法人運営調査委員を置くことができる。

4 学校法人運営調査委員は、命を受けて、文部科学大臣が所轄庁である学校法人の経営について特に指定された事項に関する調査、指導及び助言に当たる。



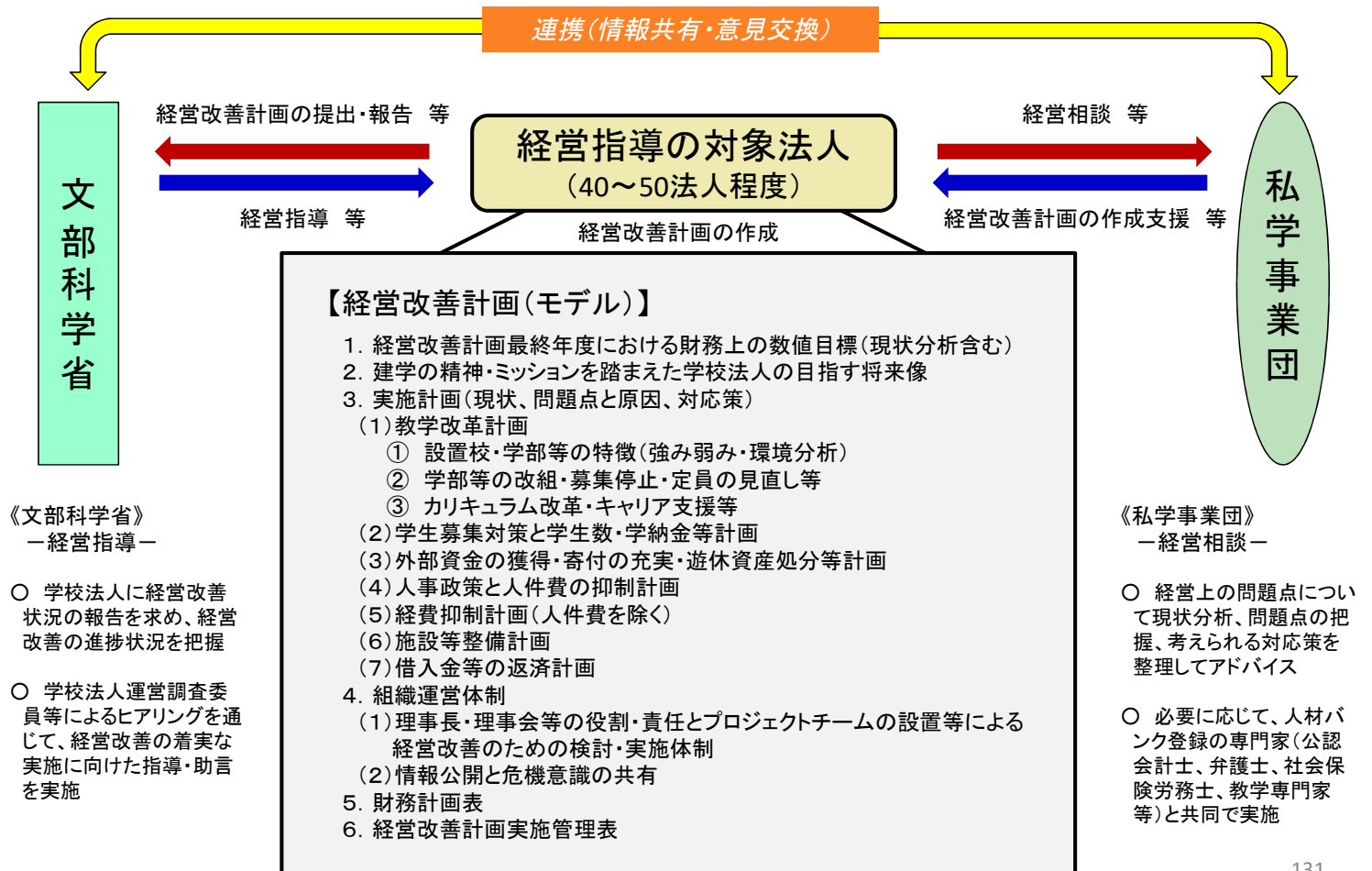
## ◆ 経営状況の改善・指導

経営状況が特に厳しいと認められる学校法人に対しては、経営改善計画(5か年)に基づく経営改善状況の報告を求めるとともに、ヒアリング等を通じて個別に指導を継続。



130

# 学校法人に対する経営指導体制



131

○定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分(法人全体) H27年度～

**1 教育活動資金収支差額**  
一般に学校法人の破綻は資金ショートにより起こると考えられるため、経営悪化の兆候を早期に発見し、経営破綻を防止するためには、1年間の経常的な教育研究活動の結果として現金が生み出せるかが重要になる。

**2 3 4 5 運用資産は十分か、外部負債は返済可能な額か**  
教育活動資金収支差額が赤字の場合は、過去の蓄積である運用資産を取り崩すこととなる。特に多額の外部負債がある場合には将来的に返済可能な額が問題になる。黒字の時でも、外部負債が過大であれば同様の問題がある。また、期末の運用資産が少なすぎる場合もリスクが大きい。

**6 7 経常収支差額**  
経常収支差額が黒字でなければ自己資本を取り崩すことになるため正常状態とはいえない。また経常収支差額が黒字であっても、基本金組入相当の黒字が生じていなければ経常収支は均衡しないため黒字幅で2つに区分した。

**8 積立率**  
減価償却累計額等の要積立額に対して運用資産の蓄積が十分になされているか。

**●教育活動資金収支差額**  
【教育活動資金収入】  
学納金収入 + 手数料収入 + 特別寄付金収入(施設設備除く) + 一般寄付金収入 + 経常費等補助金収入(施設設備除く) + 付随事業収入 + 雑収入

【教育活動資金支出】  
人件費支出 + 教育研究経費支出 + 管理経費支出 + 調整勘定等

※教育活動資金収支差額および経常収支差額の「3か年」とは、一昨年度、昨年度の決算実績および今年度決算見込み3か年を指す

- 外部負債 = 借入金 + 学校債 + 未払金 + 手形債務
- 運用資産とは現金預金 + 特定資産 + 有価証券
- 耐久年数とは何年で資金ショートするかを表わし、原則として修業年限を基準に設定(大学法人4年未満、短大法人2年未満、高校法人3年未満)
- 修正前受金保有率 = 運用資産 ÷ 前受金
- 経常収支差額 = 経常収入(教育活動収入計 + 教育活動外収入計) - 経常支出(教育活動支出計 + 教育活動外支出計)
- 積立率 = 運用資産 ÷ 要積立額(減価償却累計額 + 退職給与引当金 + 2号基本金 + 3号基本金)

## 近年の学校法人運営調査における主な指摘事項 (1)

大項目	中項目	指導・助言事項(その他意見含む)
管理運営組織	監事	監事による教学面を含めた業務監査の充実
		監事の監査を支援するための事務体制の整備
	役員報酬	役員退職金支給規程の整備
		役員報酬規程の整備
		役員報酬規程において、支給額の算定方法を明確にすること
	理事会 / 評議員会	評議員会における評議員の出席率の改善
		理事会における理事の出席率の改善
		理事会・評議員会の欠席時に意思表示を行うことのできる書面に改めること
	理事 / 評議員	理事の欠員補充
		評議員の欠員補充
		理事・評議員の選任手続きを適切に行うこと
	備え付け / 届出	文部科学大臣に対する役員変更届出を速やかに行うこと
会計年度終了後2月以内に財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書、監査報告書の作成及び備え付け 学校法人設立時の財産目録の備え付け		
規程	学校法人会計基準の改正を踏まえた規程の見直し・改正	
	諸規程の整備	
	・情報公開に関する規程 ・公益通報に関する規程	

# 近年の学校法人運営調査における主な指摘事項（2）

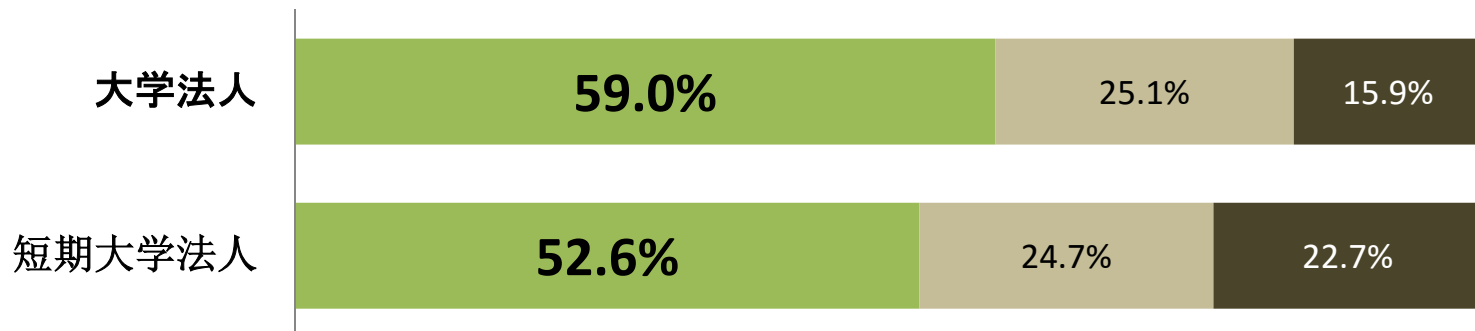
大項目	中項目	指導・助言事項(その他意見含む)
財務	資産運用	資産運用に関する規程の整備
		資産運用に関する規程の見直しを含め、適切な改善を図ること
	経常経費依存率	教育研究条件の充実向上(経常経費依存率(消費支出/学生生徒等納付金)の向上)
	収益事業	収益事業の再開等その在り方について法人内で検討し、必要に応じて寄付行為の変更を検討すること
	基本金	基本金の組入処理は組入計画に基づき正しく行うこと
	予算	予算について適切な会計処理を行うこと
	経営改善計画	経営改善計画の作成及び着実な実施等による経営基盤の安定確保
教学	学生確保 /定員管理	設置する学校の学生確保に向けた対応策を立案し着実に実施
		定員の見直しの検討
		定員管理の適正化、定員超過の改善
	中長期計画	中長期計画の作成及び着実な実施
	教員補充	専任教員の補充
	FD	大学全体としてファカルティ・ディベロップメント(FD)活動の実質化
	教育体制の配慮	募集停止をした学校(学科)において、学生の教育に支障が生じないよう教育体制の維持に配慮

134

## 学校法人における中長期計画の策定等の状況①

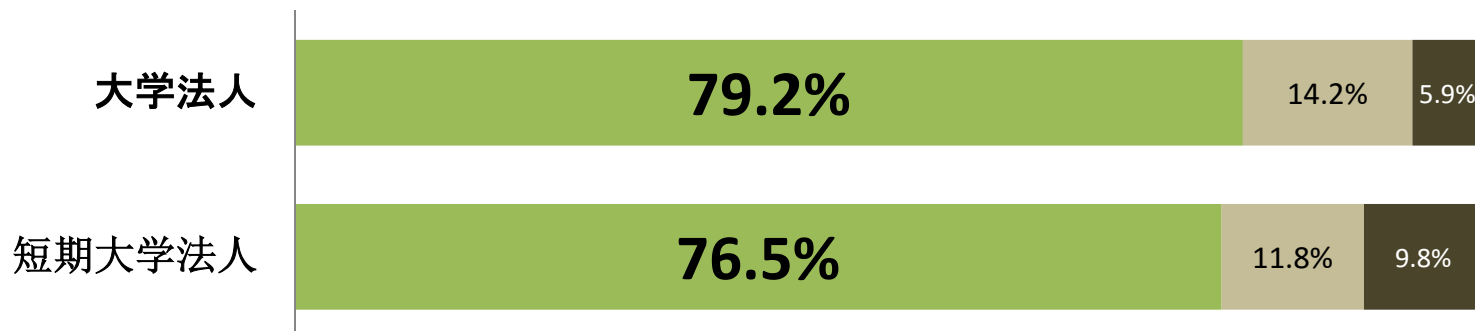
### 中長期計画の策定

■ 策定している ■ 策定の検討をしている ■ 策定していない



### 中長期計画の共有

■ 法人全体で共有 ■ 各設置校の内部で共有 ■ 取り組みなし



出典：日本私立学校振興・共済事業団「『学校法人の経営改善方策に関するアンケート』報告」  
(平成27年3月(平成25年6月・26年1月調査))より文部科学省作成。

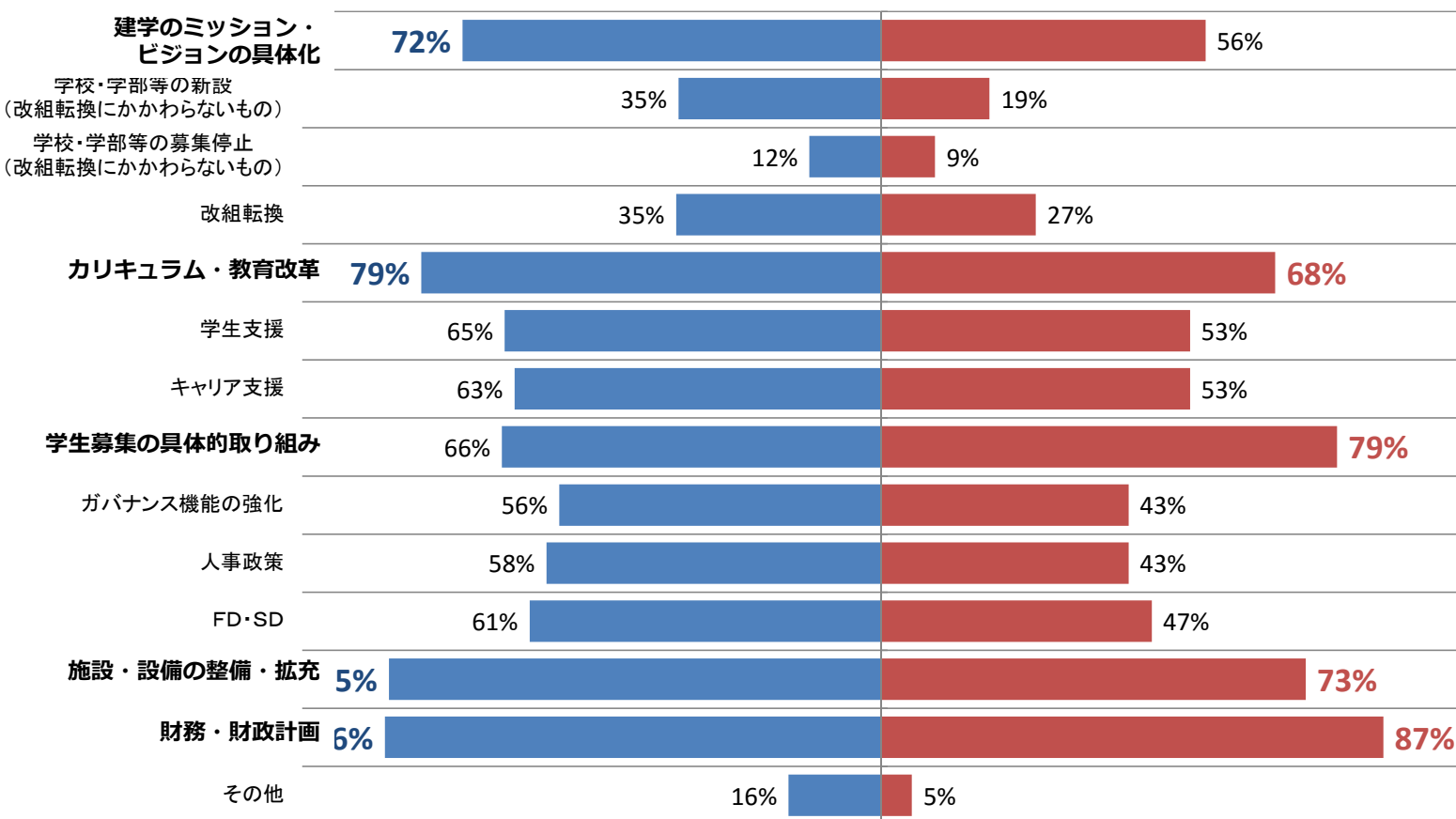
135

※以下の理由により、各区分の合計が100%にならない場合がある。 ・複数回答可の項目 ・未回答 ・小数点第2位の四捨五入



# 学校法人における中長期計画の策定等の状況②(中長期計画の内容)

■ 大学法人 ■ 短期大学法人



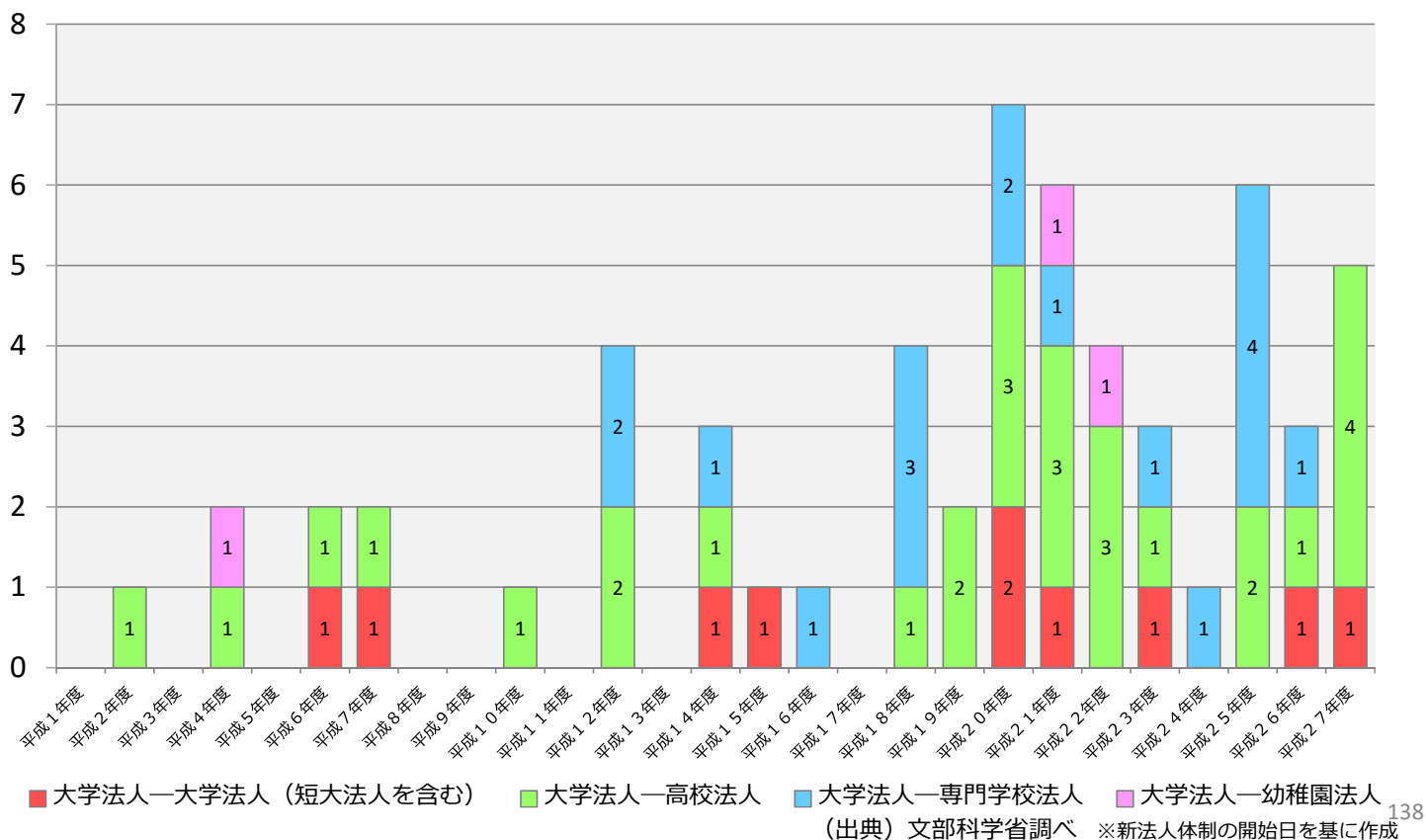
136

出典：日本私立学校振興・共済事業団「『学校法人の経営改善方策に関するアンケート』報告」（平成27年3月（平成25年6月・26年1月調査））

## 2. 法人の合併等について

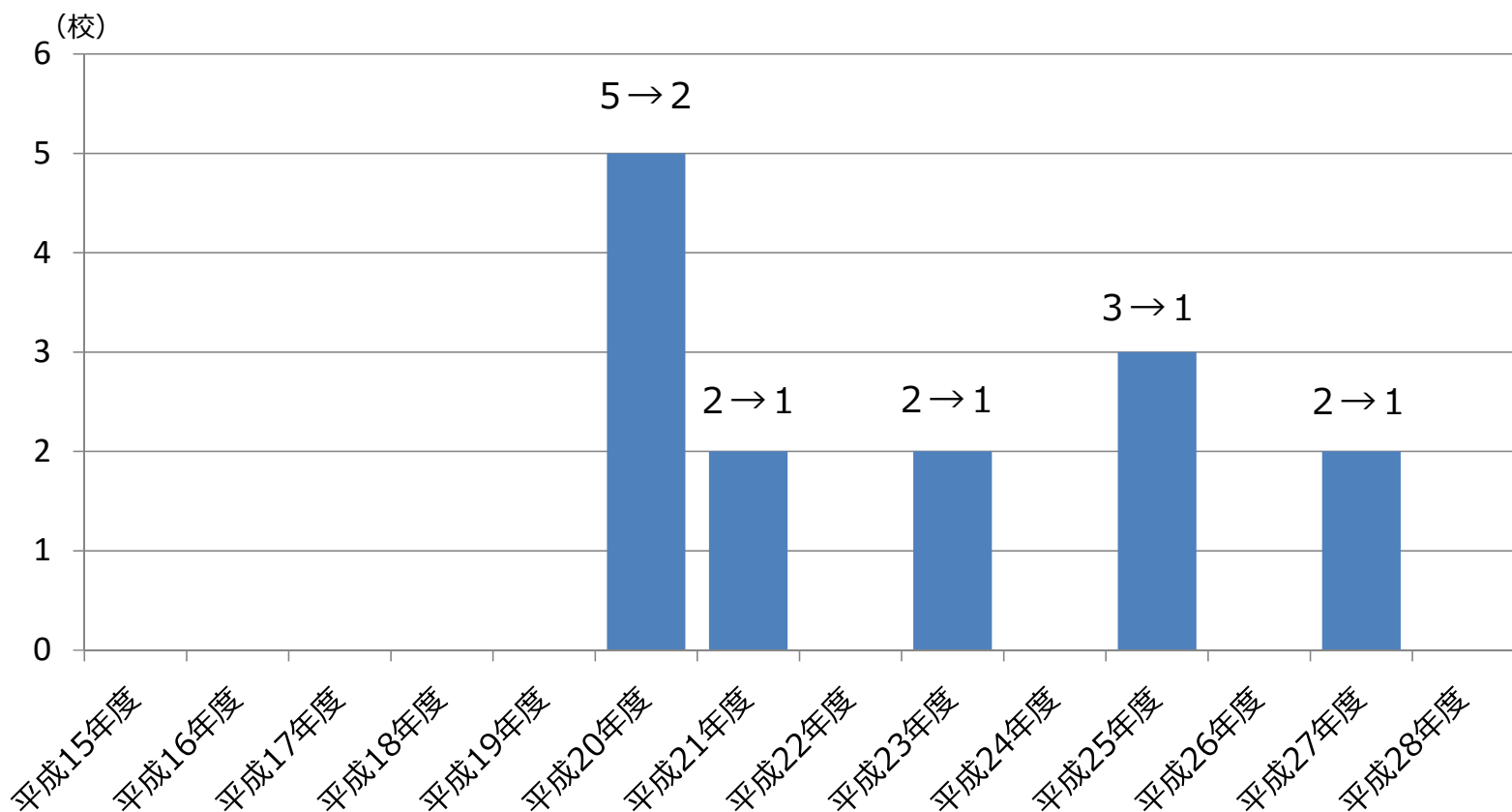
## 学校法人の合併（平成元年度以降）

学校法人の合併数は、近年、やや増加傾向が見られ、特に、大学法人と高校法人・専門学校法人間の合併が大きな割合を占めている。（平成元年度～27年度の合併数 58件）



## 大学の統合の推移（平成15年度以降）

平成15年から平成28年にかけて、全体として14校が6校に再編されている。



※短大から大学への改組は除く。

（出典）文部科学省調べ

18歳人口の急減期

3大学の実績・特色を継承しつつ統合

教育研究活動のさらなる充実と、長期的な経営基盤の強化へ

- |   |                        |   |                   |
|---|------------------------|---|-------------------|
| 1 | より多様な高等教育を地域社会に提供      | 2 | 地域社会で活躍できる若手人材の育成 |
| 3 | 教育研究活動の成果を地域社会へフィードバック | 4 | 学生募集の強化           |
| 5 | 組織の集約・適正化              |   |                   |

統合前(H24)	常葉学園大学(3学部)	富士常葉大学(4学部)	浜松大学(3学部)
入学者(充足率)	563(108%)	284(77%)	476(76%)
在籍者(充足率)	2,170(106%)	1,269(79%)	1,850(68%)

平成25年 同一法人内で統合

※キャンパスは静岡市・浜松市・富士市に所在

統合4年目(H28)	常葉大学(10学部(既存学部の再編8+新設2))
入学者(充足率)	1,812(108%)
在籍者(充足率)	7,010(102%)

効果

教育理念の明確化  
カリキュラム改善を中心に大学改革  
スケールメリット 等

ブランド力の向上、地域社会からの信頼獲得、  
学生募集の改善・定員充足

入試志願者数 H24(統合前・3大学合計) 約4,800人  
→H28(統合4年目) 約14,700人

課題

3キャンパスの更なる連携強化・融合

140

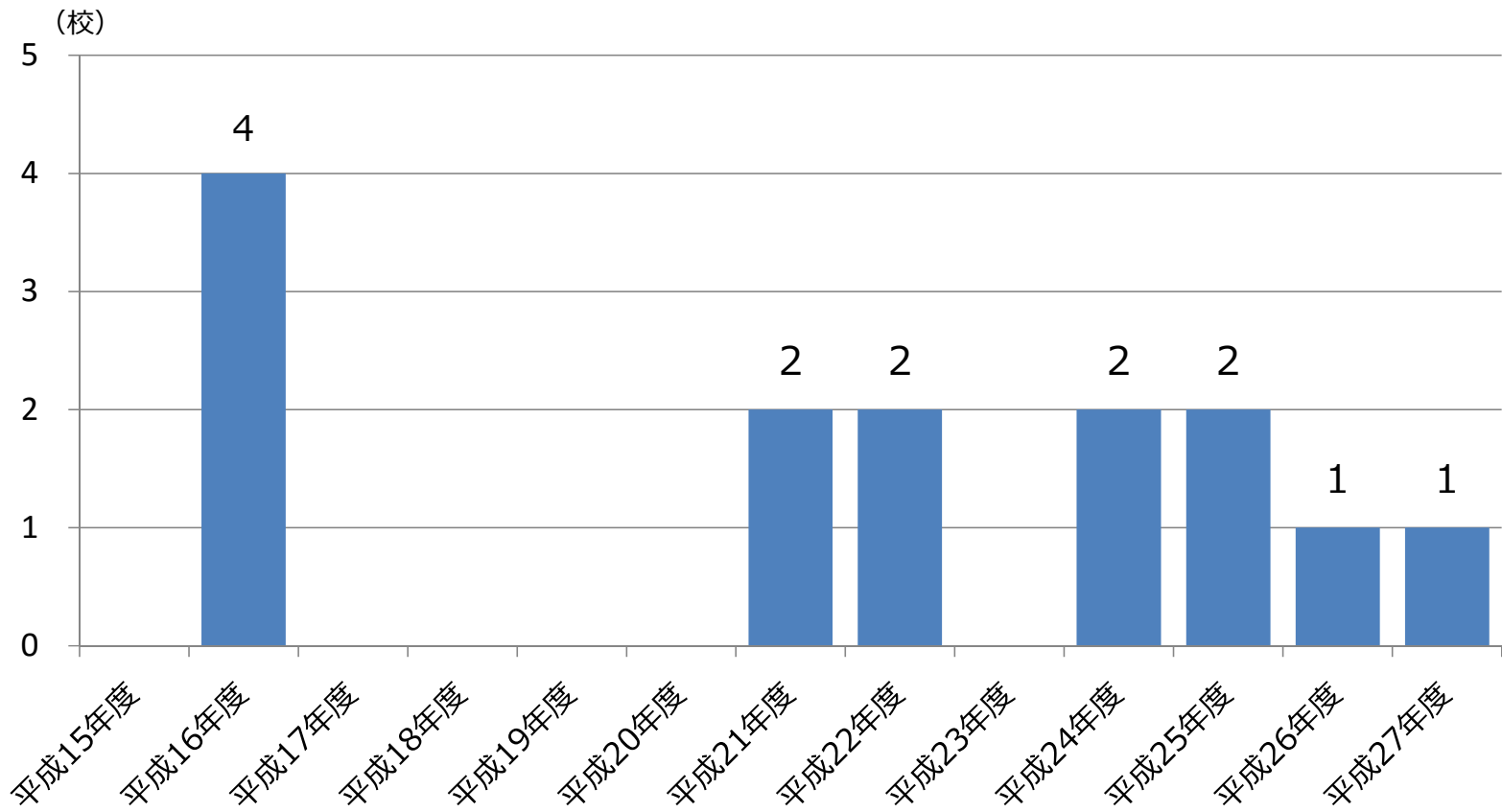
平成27年度 私立大学等経営強化集中支援事業(タイプB)における  
他大学との連携、経営統合等の実施状況について

(単位:校)

	実施している	実施していない
他大学等と共同でのIRの実施	8 (20.5%)	31 (79.5%)
他大学等と共同での学生募集の実施	17 (43.6%)	22 (56.4%)
他大学等と共同でのSDの実施	20 (51.3%)	19 (48.7%)
他大学等との協定等に基づく、職員の人事交流の実施	1 (2.6%)	38 (97.4%)
他大学等との共同教育課程や共同のキャリア支援、共同の教育プログラムの実施 (※いずれかを実施していれば実施とする)	15 (38.5%)	24 (61.5%)
他大学等との協定等に基づく、学内施設・設備の共同利用の実施	8 (20.5%)	31 (79.5%)
大学コンソーシアムへの参加による単位互換制度の実施	24 (61.5%)	15 (38.5%)
学校法人の合併・分離、設置者変更、大学統合等の経営統合の実施	1 (2.6%)	38 (97.4%)

※私立大学等経営強化集中支援事業(タイプB)は、三大都市圏以外に所在する収容定員2,000人以下の大学等のうち、収容定員充足率が50%~80%の大学等を対象としている。上記の実施状況は、平成27年度に当該事業に申請があった39校の実施状況。

## 解散した文部科学大臣所轄学校法人の数の推移（平成15年度以降）

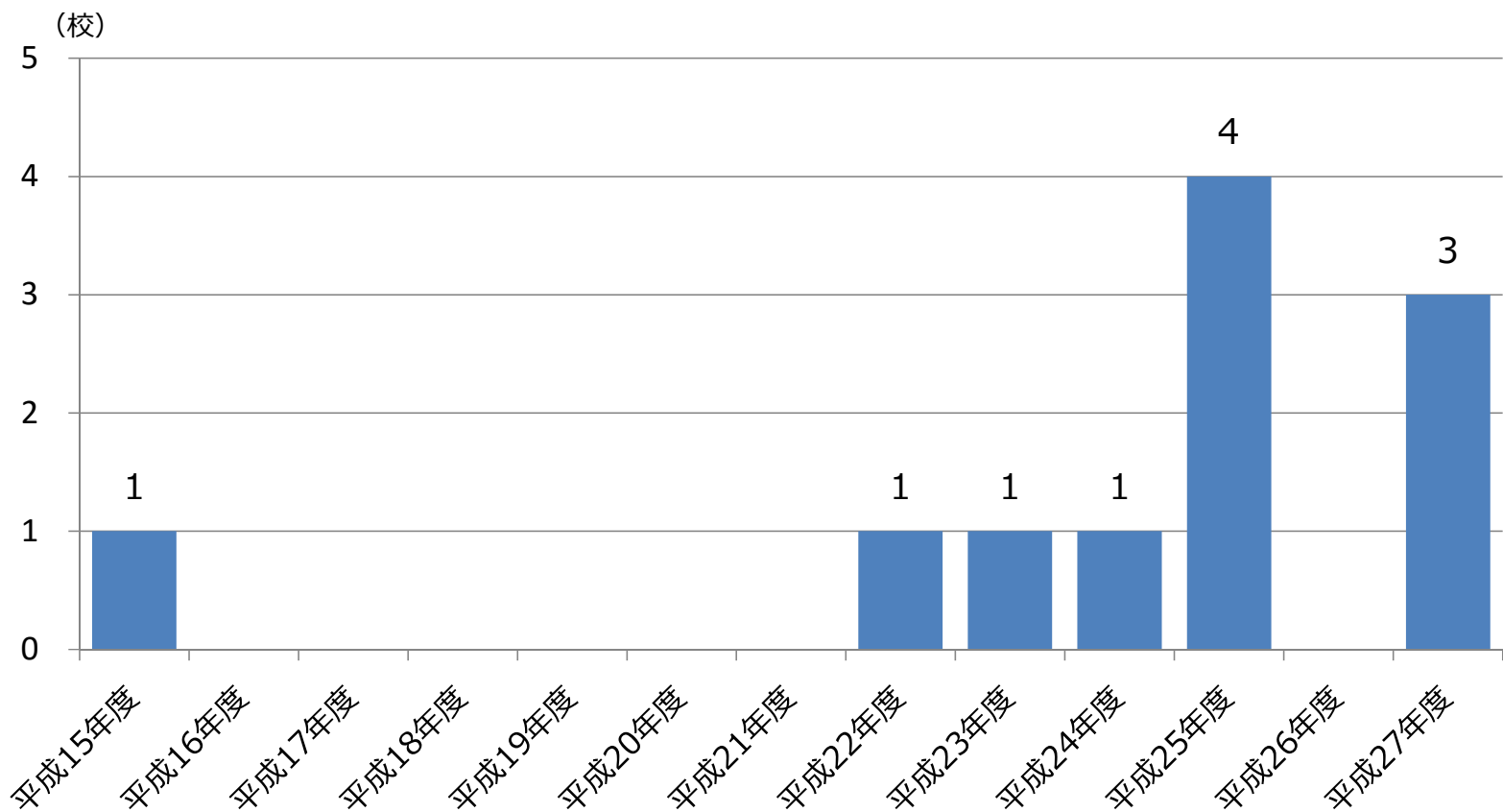


※他法人との合併に伴う解散は除く。

(出典) 文部科学省調べ

142

## 廃止された私立大学の数の推移（昭和30年度以降）



※他大学への統合に伴う廃止及び短大は除く。

(出典) 文部科学省調べ

143



# 文部科学大臣所轄学校法人の合併又は設置者変更の形態と 寄附行為（変更）認可申請手続き等の関係

区分	形態	寄附行為（変更）認可申請手続き等	申請期限
1. 合併（新設）	<p>学校法人A ⇒ 解散 a 大 学</p> <p>学校法人B ⇒ 解散 b 短期大学 c 高等学校</p> <p>→ 新設</p> <p>学校法人C a 大 学 b 短期大学 c 高等学校</p>	<p>学校法人C</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・合併の認可申請（施行規則第6条）</li> <li>※審議会への諮問は不要</li> </ul> <p>学校法人A 学校法人B</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>※解散認可申請手続き及び審議会への諮問は不要</li> </ul>	規定なし （随時可能）
2. 合併（吸収）	<p>学校法人A → 存続 a 大 学</p> <p>学校法人B ⇒ 解散 b 短期大学 c 高等学校</p> <p>→ 存続</p> <p>学校法人A a 大 学 b 短期大学 c 高等学校</p>	<p>学校法人A</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・合併の認可申請（施行規則第6条）</li> <li>※審議会への諮問は不要</li> </ul> <p>学校法人B</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>※解散認可申請手続き及び審議会への諮問は不要</li> </ul>	規定なし （随時可能）
3. 設置者変更（新設分離）	<p>学校法人A → 存続 a 大 学 b 短期大学 c 高等学校</p> <p>→ 新設</p> <p>学校法人B b 短期大学</p>	<p>学校法人A</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・寄附行為変更の認可申請（施行規則第4条第1項、第4条の2第2項）</li> <li>※審議会への諮問が必要</li> </ul> <p>学校法人B</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・寄附行為の認可申請（施行規則第2条第3項）</li> <li>※審議会への諮問が必要</li> </ul>	規定なし （学校法人Bの申請と同時に申請が必要） 前々年度の3月31日
4. 設置者変更（吸収分離）	<p>学校法人A → 存続 a 大 学</p> <p>学校法人B → 存続 b 大 学 c 短期大学 d 高等学校</p>	<p>学校法人A</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・寄附行為変更の認可申請（施行規則第4条第1項、第4条の2第1項）</li> <li>※審議会への諮問が必要</li> </ul> <p>学校法人B</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・寄附行為変更の認可申請（施行規則第4条第1項、第4条の2第2項）</li> <li>※審議会への諮問が必要</li> </ul>	規定なし 前々年度の3月末を目途  規定なし 前々年度の3月末を目途

（注）・表中の「施行規則」は私立学校法施行規則を、「審議会」は大学設置・学校法人審議会（学校法人分科会）をいう。

## 関係法令（抜粋）

### ○私立学校法（昭和二十四年二月十五日法律第二百七十号）

#### （合併手続）

第五十二条 学校法人が合併しようとするときは、理事の三分の二以上の同意がなければならない。ただし、寄附行為で評議員会の議決を要するものと定められている場合には、更にその議決がなければならない。

2 合併は、所轄庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。

第五十三条 学校法人は、前条第二項に規定する所轄庁の認可があつたときは、その認可の通知のあつた日から二週間以内に、財産目録及び貸借対照表を作らなければならない。

2 学校法人は、前項の期間内に、その債権者に対し異議があれば一定の期間内に述べるべき旨を公告し、かつ、判明している債権者に対しては、各別にこれを催告しなければならない。ただし、その期間は、二月を下ることができない。

第五十四条 債権者が前条第二項の期間内に合併に対して異議を述べなかつたときは、合併を承認したものとみなす。

2 債権者が異議を述べたときは、学校法人は、これに弁済をし、若しくは相当の担保を提供し、又はその債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社若しくは信託業務を営む金融機関に相当の財産を信託しなければならない。ただし、合併をしてもその債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

第五十五条 合併により学校法人を設立する場合には、寄附行為がその他学校法人の設立に関する事務は、各学校法人又は第六十四条第四項の法人において選任した者が共同して行わなければならない。

#### （合併の効果）

第五十六条 合併後存続する学校法人又は合併によつて設立した学校法人は、合併によつて消滅した学校法人又は第六十四条第四項の法人の権利義務（当該学校法人又は第六十四条第四項の法人がその行う事業に関し所轄庁の認可その他の処分に基づき有する権利義務を含む。）を承継する。

#### （合併の時期）

第五十七条 学校法人の合併は、合併後存続する学校法人又は合併によつて設立する学校法人の主たる事務所の所在地において政令の定めるところにより登記をすることによつて効力を生ずる。

### ○学校教育法（昭和二十二年三月三十一日法律第二十六号）

#### （学校の設定廃止等の認可）

第四条 次の各号に掲げる学校の設置廃止、設置者の変更その他政令で定める事項（次条において「設置廃止等」という。）は、それぞれ当該各号に定める者の認可を受けなければならない。これらの学校のうち、高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）の通常の課程（以下「全日制の課程」という。）、夜間その他特別の時間又は時期において授業を行う課程（以下「定時制の課程」という。）及び通信による教育を行う課程（以下「通信制の課程」という。）、大学の学部、大学院及び大学院の研究科並びに第一百八条第二項の大学の学科についても、同様とする。

一 公立又は私立の大学及び高等専門学校 文部科学大臣

二 市町村の設置する高等学校、中等教育学校及び特別支援学校 都道府県の教育委員会

三 私立の幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校 都道府県知事

2～5（略）

# 分割と設置者変更（分離）の主な異同

## 事業の全部又は一部を他の法人に承継させる手法

### 吸収分割

※医療法人の場合（学校法人には規定なし）  
 ※医療法の規定による制度

○医療法（昭和二十三年七月三十日法律第二百五号）

第六十条の三（略）

- 2 財団たる医療法人は、寄附行為に吸収分割をすることができる旨の定めがある場合に限り、吸収分割をすることができる。
- 3 財団たる医療法人は、吸収分割契約について理事の三分の二以上の同意を得なければならない。ただし、寄附行為に別段の定めがある場合は、この限りでない。
- 4 吸収分割は、都道府県知事（吸収分割医療法人及び吸収分割承継医療法人の主たる事務所の所在地が二以上の都道府県の区域内に所在する場合にあつては、当該吸収分割医療法人及び吸収分割承継医療法人の主たる事務所の所在地の全ての都道府県知事）の認可を受けなければならない、その効力を生じない。
- 5（略）

第六十条の五 医療法人は、前条第一項の期間内に、その債権者に対し、異議があれば一定の期間内に述べるべき旨を公告し、かつ、判明している債権者に対しては、各別にこれを催告しなければならない。ただし、その期間は、二月を下ることができない。

- 2 債権者が前項の期間内に吸収分割に対して異議を述べなかつたときは、吸収分割を承認したものとみなす。
- 3 債権者が異議を述べたときは、医療法人は、これに弁済をし、若しくは相当の担保を提供し、又はその債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社等に相当の財産を信託しなければならない。ただし、吸収分割をしてもその債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

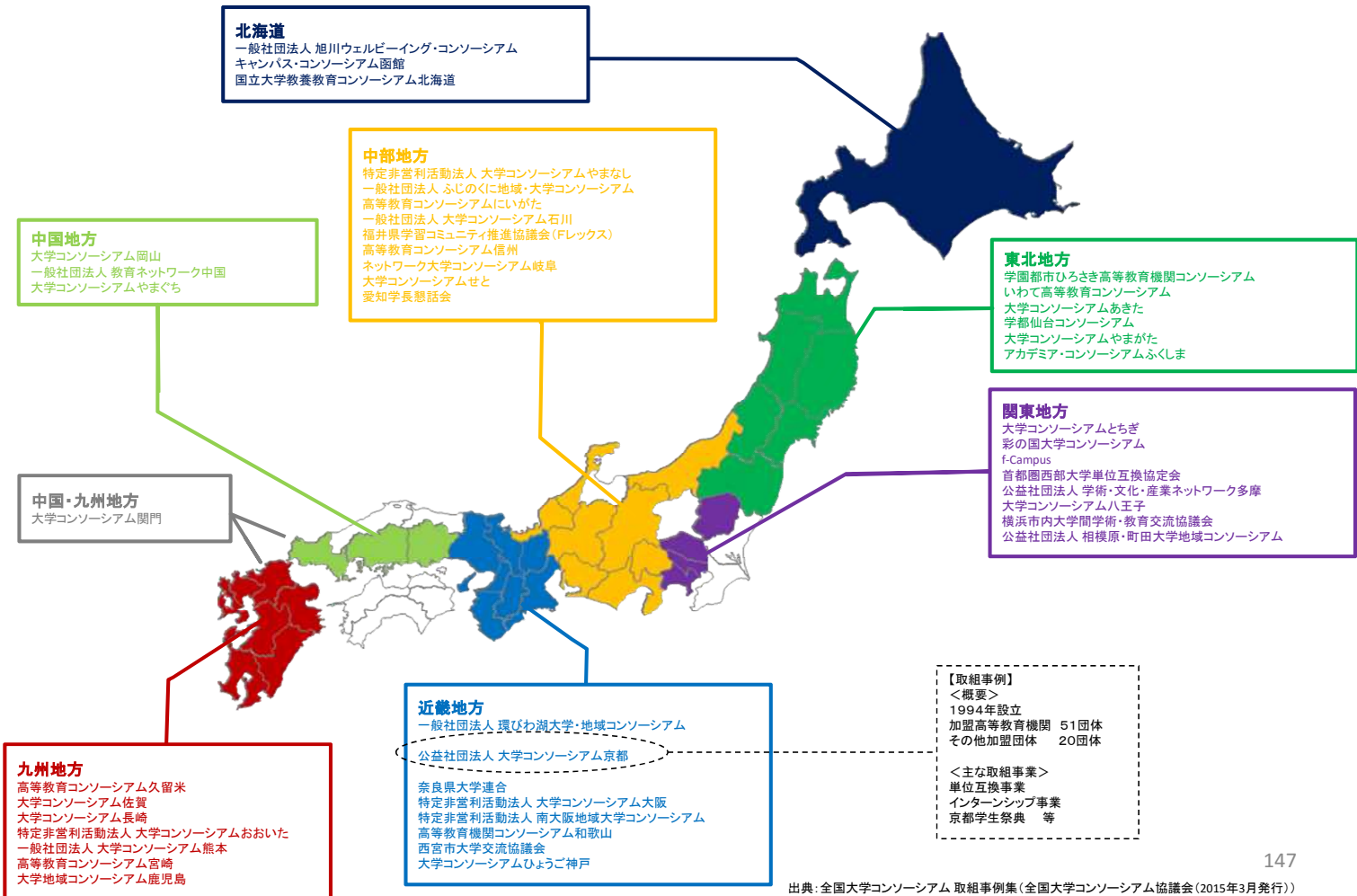
### 設置者変更（吸収分離）

※学校法人の場合  
 ※学校教育法の規定による制度  
 （私立学校法には規定なし）

- 設置者変更にあたっては、寄附行為の変更が必要。
- 寄附行為の変更については、原則として理事の過半数の同意が必要。
- 寄附行為の変更は、所轄庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。
- 債務の移転については、移転させる債務の債権者から個別に同意を取ることが必要。

## 全国大学コンソーシアム協議会加盟組織

※35都道府県45団体（2015年3月27日現在）



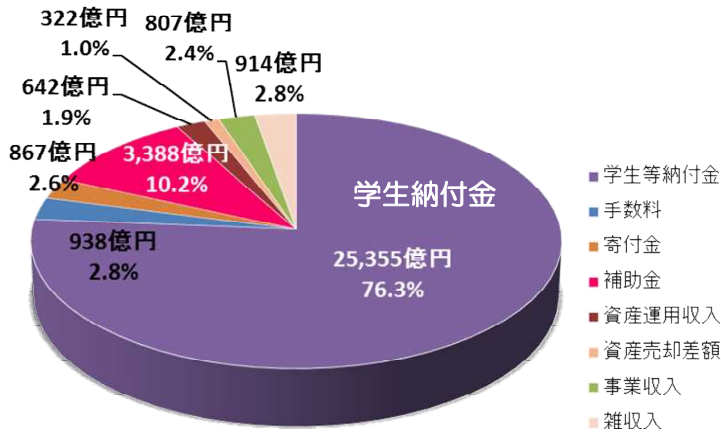
## IV 財政基盤に関する参考資料

### 多元的なファンディングシステムの必要性

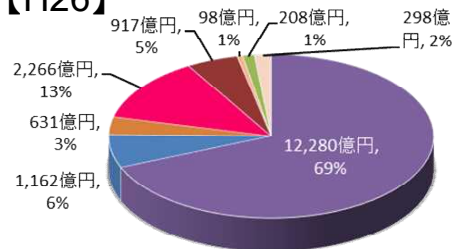
「我が国の高等教育の将来像」（平成17年1月 中央教育審議会答申）

- (2) 高等教育機関の多様な機能に応じたきめ細やかなファンディング・システム
- 今後の財政的支援は、国内的のみならず国際的な競争的環境の中にあって、高等教育機関が持つ多様な機能に応じた形に移行し、各機関がどのような機能に比重を置いて個性・特色を明確化するにしても、適切な評価に基づいてそれぞれにふさわしい適切な支援がなされるよう、機関補助と個人補助の適切なバランス、基盤的経費助成と競争的資源配分を有効に組み合わせることにより、多元的できめ細やかなファンディング・システムが構築されることが必要である。特に、国際的環境を視野に入れた支援を行うことがますます重要になっている。これらにより、国公私それぞれの特色ある発展と緩やかな役割分担、質の高い教育・研究に向けた適正な競争が目指されるべきである。

# 私立大学・短期大学の帰属収入について

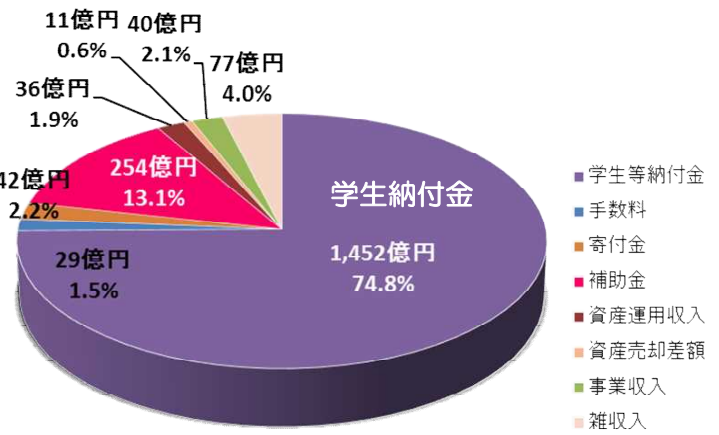


【H26】

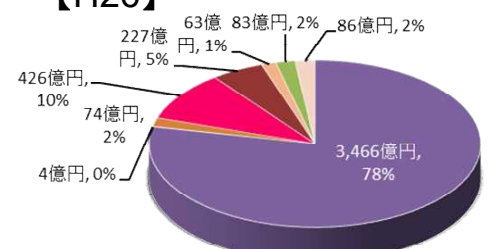


【H元】

大学部門  
計592校 (358校)  
帰属収入 3兆3,234億円  
(1兆7,860億円)



【H26】

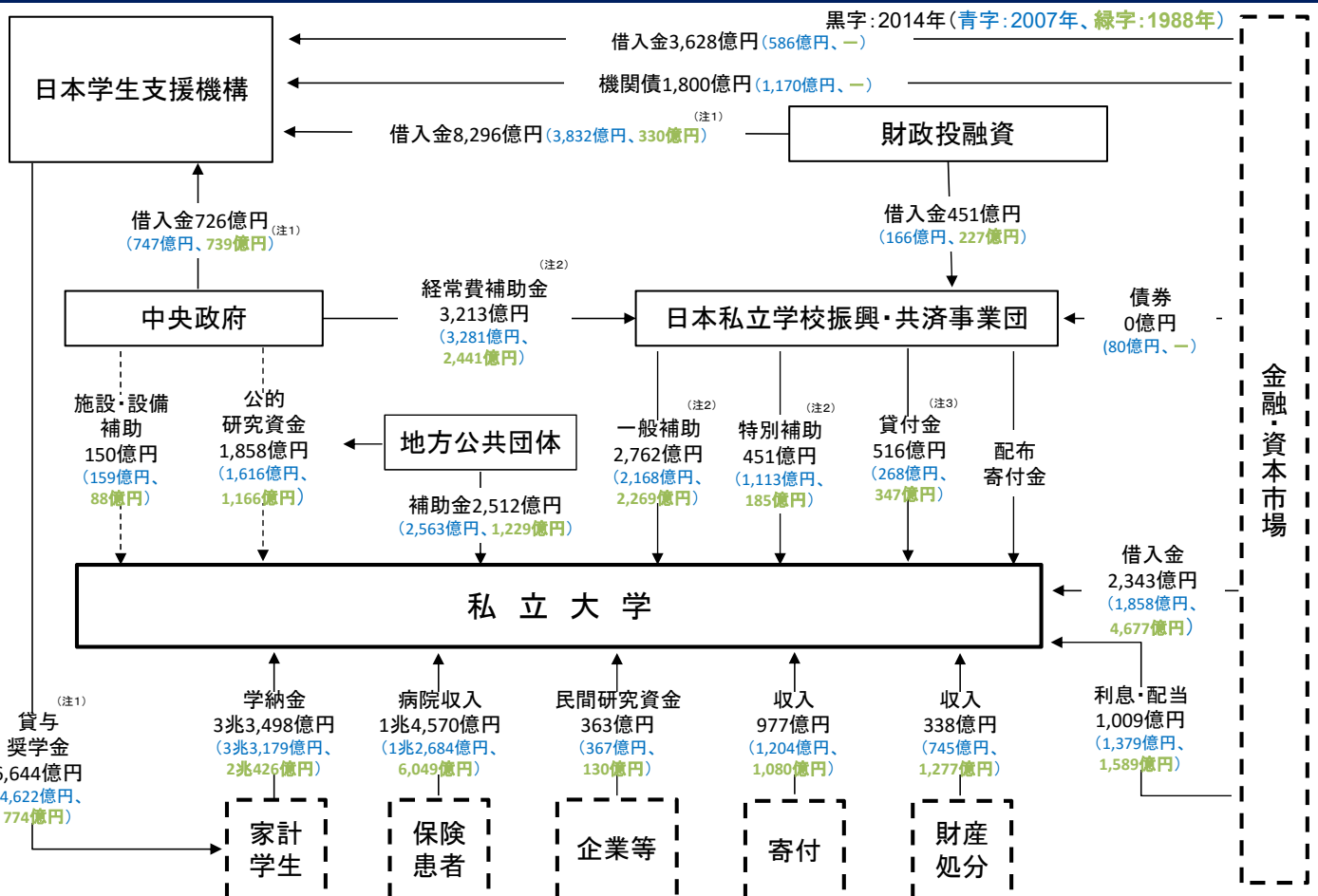


【H元】

短大部門  
計333校 (484校)  
帰属収入 1,941億円  
(4,628億円)

※今日の私学財政 (日本私立学校振興・共済事業団) に基づき、文部科学省で作成。  
※カッコ内は平成元年の学校数・帰属収入

## 私立大学に対する多様な資金



※実線は公的部門、破線は民間部門を表す。なお、公的研究資金には経常費補助金の一部が含まれているため注意

※1988年当時は日本学生支援機構は日本育英会、日本私立学校振興・共済事業団は日本私立学校振興財団。

※注記がないものは実績額を記載。(注1)2014,2007年は実績額、1988年は予算額。(注2)2014,2007年は交付額、1988年は予算額(経常費補助金は補正後予算)

(注3)2014,2007年は実績額、1988年は計画額。

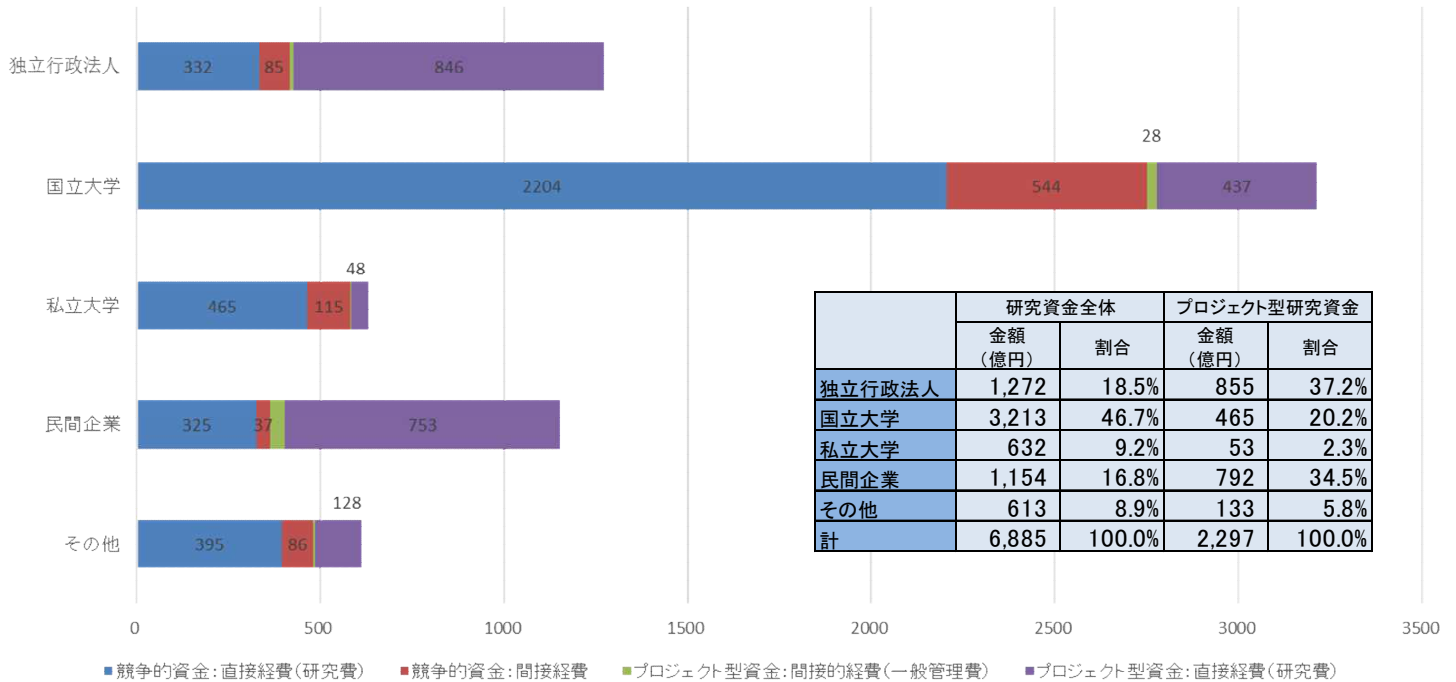
水田健輔, 2009『日本の高等教育をめぐるマクロ財政フローの分析』『高等教育研究』第12集を参考に文部科学省で作成



# 競争的資金の状況

・研究資金6,885億円（2011年）のうち、私立大学への配分実績は632億円（全体の9.2%）。  
独立行政法人及び民間企業には、プロジェクト研究資金が多く配分。

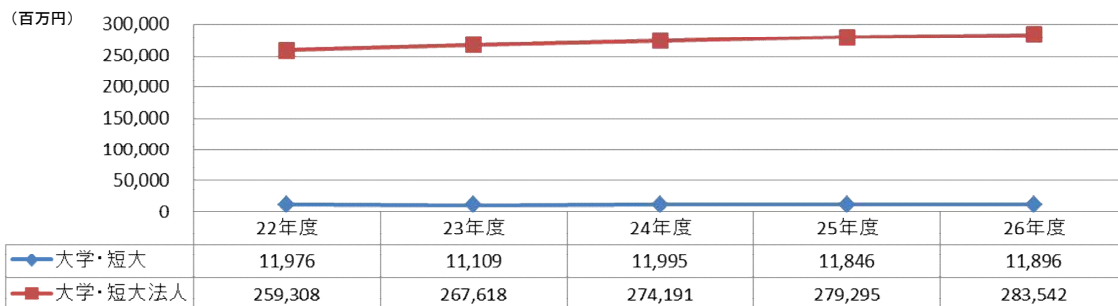
2011年度 研究機関別配分額(単位:億円)



出典：内閣府作成

## 地方公共団体からの補助金について

○大学・短期法人に対する地方公共団体からの補助金は高校以下を含めて3,000億円弱と近年伸びているが、大学・短大に対しては120億円程度で横ばいとなっている。



※ 日本私立学校振興・共済事業団「今日の私学財政(平成27年度版)」より作成

### 【参考】長野県の高等教育振興の取組

○平成28年度は高等教育振興関係予算として27年度比226.5%となる70,957千円を計上

○県内の大学等が行う教育・研究・地域貢献の充実のための取組及び人材の県内定着を支援するため、「信州高等教育支援センター」を新たに設置

○県内大学・短期大学の魅力向上のための「大学・地域連携補助金」、魅力発信のための「信州で学ぼう！魅力発信事業」など多様な事業を実施。

